

平成二十四年度

第五十回 新宿区景観まちづくり審議会議事録

新宿区

第五十回新宿区景観まちづくり審議会
開催年月日・平成二十五年三月十八日

出席した委員

進士五十八、後藤春彦、窪田亜矢、野澤康、橋本緑郎、
浅見美恵子、大浦正夫、福井清一郎、和田総一郎、
阿部光伸、大野慶一、齋藤真知、山本雅子、新井建也

欠席した委員

松川淳子、秋田典子

議事日程

- 一、議案一 屋外広告物の景観誘導推進について
新宿区景観まちづくり条例第二十九条第二項第六号
- 二、報告一 新宿区景観形成ガイドライン改定について
報告二 新国立競技場等建設整備計画について
- 三、その他

議事のでんまつ

午後二時一分開会

○森課長 それでは時間になりましたので、第五十回の新宿区
景観まちづくり審議会を開催いたします。

事務局を務める都市計画部の景観と都市地区計画課長森でござ

いたします。よろしくお願ひします。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

○進士会長 皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、
ありがとうございます。

御挨拶は省略いたしましたして、早速議題に入りたいと思ひます
ので、どうぞよろしく。

○森課長 それでは、きょうの出席の状況でございます。本日、
松川委員と秋田委員は欠席の御連絡をいただいております。そ
して、和田委員は、所用のため、途中退席なさるということで
ございます。なお、委員の過半数が出席しておりますので、新
宿区景観まちづくり条例施行規則第三十九条第二項により、本
審議会は成立いたします。

また、本日は新宿区景観まちづくり相談員のお二人に事務局
として出席いただいております。日ごろから景観事前協議のア
ドバイザーとして御助言なさっている神谷相談員、そして千葉
相談員です。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本日の進行については配付しました次第のとおりでござ
います。

では、本日の資料について御確認をお願ひいたします。

まず、今申しました次第でございます。そして、委員の名簿
でございます。事前送付済みの資料といたしまして、議案一の
資料一、屋外広告物の景観誘導推進基本方針（案）、議案一の
資料二、新宿区景観まちづくり審議会小委員会の報告について
報告一の資料一、新宿区景観形成ガイドライン改定について
（中間報告）、報告一の参考資料一、（仮称）新宿区景観形成
ガイドラインみどり編、報告一の参考資料二、（仮称）新宿区

景観形成ガイドライン設備等修景編、そして報告二、参考資料一の神宮外苑地区地区計画について。

そして本日配付させていただきました資料として、議案一の参考資料一、具体的な誘導内容、報告二の参考資料二、神宮外苑地区地区計画（案）、都市計画公園明治公園の変更、都市計画道路環状四号線の変更、報告二の参考資料三、新国立競技場等イメージ図、報告二の参考資料四、新宿区景観形成ガイドラインの一部抜粋でございます。

本日の進行と配付資料の説明は以上でございます。
では、会長、よろしくお願ひします。

○進士会長 傍聴の方はおられるんですか。

この審議会は公開でございますので、委員の皆さんも御承知おきいただければと思います。傍聴の方は御発言できませんので、御勘弁いただきたいと思ひます。

きょうの議題は、議案一、これは答申をいただかなければいけないので結論を出していただくという議案でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。その他、報告二件と、それからその他ということです。

一、議案

議案一 屋外広告物の景観誘導推進について

~~~~~

○進士会長 それでは最初の議案に入りたいと思ひますが、新宿区の景観まちづくり条例二十九条第二項第六号に基づく審議でございます。説明の後、質疑をいただいて、御結論をいただくということでもあります。

屋外広告物の景観誘導推進について、事務局、御説明ください。

○森課長 それでは事務局でございます。座って御説明させていただきます。

屋外広告物に関しましては、街並みの景観を印象づける大きな要素であります。新宿区の多様な景観特性にふさわしい施策の必要については、かねてから御指摘を受けていたところでございます。そこで、区は、本事業を今年度から第二次実行計画の新事業として位置づけまして、取り組みを開始したものです。

これまで、二十四年三月の第四十七回、そして七月の第四十九回の景観まちづくり審議会でも事業の概要を御報告いたしました。今年度は十二月と二月の小委員会でも、事業の中間報告を行い、委員の皆様方からさまざまな御意見をいただきました。今年度はこの景観まちづくり審議会の区民委員の方々をはじめとして、関係団体からの参加の御協力もいただいて、区民ワークショップを開催したほか、歌舞伎町地区の景観、広告物の実態調査などを通じて、区の屋外広告物の課題を整理してきました。

二十五年度以降、区は具体的な屋外広告物の景観誘導内容を作成していきます。そのため、今年度は施策の方向性を示す基本方針（案）を作成しました。今後、屋外広告物の景観まちづくりを進める上で重要な内容ですので、御意見をいただきたいと思ひます。

本件は、新宿区景観まちづくり条例第二十九条第二項第六号に基づき、本審議会の意見聴取としてお諮りするものです。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、詳しい内容については、資料を用いまして区の担当者が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○千葉主事 景観と地区計画課の千葉です。スライドで説明しますので、スライドのほうをごらんになっていただきたいと思います。座って失礼します。

新宿区屋外広告物の景観誘導推進基本方針（案）について説明いたします。よろしくお願ひします。

まずは、事業スケジュールについて確認です。

屋外広告物の景観誘導推進は、平成二十四年度から、新規事業として開始されました。初年度である今年度では、基礎調査、実態調査、区民ワークショップによる意見交換等を行ってきました。それらの検討を踏まえ、課題の整理を行い、今後の取り組みの方向性として、基本方針（案）を作成しました。

また、あわせて、次年度以降、具体的な取り組みを進めるために、施策手法の選定についても検討を進めてきました。

今後は、二十五年度に施策案の作成、二十六年に施策の策定、二十七年に施策の運用と周知啓発を目指していききたいと考えています。

今年度の屋外広告物の景観誘導推進に関する取り組みについては、二十四年七月二十三日に開催した第四十九回の景観まちづくり審議会において報告しております。その後、十二月十日及び二月二十一日に開催しました小委員会にて二度にわたり報告を行ってまいりました。二回目の小委員会では、本日お諮りする基本方針（案）について報告を行い、各委員から意見をいただきました。小委員会でいただいた意見を踏まえ、今回、内容をまとめてまいりました。

それでは、基本方針（案）について、説明に入ります。

まずは基本方針（案）の構成です。

導入部分として、経緯、基本方針の概要などがあり、三つの現状分析から課題の整理へ、そして、基本方針の内容という流れとなります。

スライドでは、お配りしている資料、議案一資料一の内容について、ポイントとなる部分を絞って説明してまいりたいと思います。

それでは、まず導入部分から説明いたします。

一、まえがきと、二、新宿区屋外広告物の景観誘導推進の経緯についてです。

まえがきでは、新宿区における屋外広告物と今後の屋外広告物の景観まちづくりについて、まとめております。

次に、新宿区屋外広告物の景観誘導推進の経緯についてです。屋外広告は景観上重要な要素として、新宿区で景観まちづくりを進めていく上で、長い間議論され、景観まちづくり審議会や区民の方々から景観誘導の必要性について、多くの意見が寄せられていました。そのような経緯から、新宿区は、屋外広告物の景観誘導推進を第二次実行計画で新規事業として位置づけ、今年度から本格的な取り組みを開始しました。

次に、三、基本方針の概要についてです。

まずは、基本方針（案）の作成までの流れです。現状分析として、新宿区の特徴の再確認、まちなかの広告分析、新宿区の現状の整理を行いました。そして現状分析を踏まえ、屋外広告物に関する課題の整理として、まとめを行いました。その課題整理を受け、基本方針（案）の作成となります。基本方針

(案)は六つの方針からなります。

次の基本方針の位置づけについての説明です。まずは基本方針の位置づけに関連しまして、屋外広告物に関するガイドラインについて説明します。

本年度の調査分析を踏まえ、施策の手法を検討した際、屋外広告物に関する多くの課題に対応するためには、ガイドラインによる誘導が有効と考えました。

屋外広告物に関するガイドラインは、景観まちづくり計画に基づく景観形成ガイドラインの一部として定めていきます。そして基本方針は、屋外広告物に関するガイドラインの前段部分に位置づけ、基本方針に基づいて、来年度に具体的な誘導内容を作成していきたいと考えております。基本方針と具体的な誘導内容、あわせて屋外広告物に関するガイドラインとしていきます。屋外広告物に関するガイドラインは、二十五年度にまとめ、二十六年度に策定を目指しています。

それでは、現状分析について説明します。まず、新宿区の特長についてです。

屋外広告物は多くの人の目に触れるように表示・掲出されています。そのため、屋外広告物は、場所、そして人の流れに大きなかわりがあります。そのような視点から、新宿区の特長をまとめました。

まずは生活者についてです。新宿区には約三十二万人の区民が生活しています。そのうち、総人口に占める外国人の割合は一割超となっております、多様な区民が生活しております。また新宿区には、閑静な住宅地から超高層マンションまで、あらゆる場所が住環境となっております。

公共交通機関については、一日の乗降客数が約三百五十万人を超える新宿駅を初め、区内には各路線の主要駅が多数あります。

次は、来街者についてです。交通機関の利便性もあり、周辺地域や国内から来街者が多数訪れています。また、海外からも毎年多くの観光客が新宿に訪れています。

次は、都市構造についてです。区内の都市構造は立体的に張りめぐらされた道路、鉄道網、公共交通機関や大規模施設等と連結した地下空間、建物の高層化等、重層複合化の都市構造となっております。歩行者、自動車等のグラウンドレベルの視点だけではなく、鉄道利用者、高層建物の中からの視点があることも新宿区の特徴です。

次は、多様なまちについてです。高層ビル群、アジアの繁華街、日本屈指の商業地、緑豊かな住宅街、自然、歴史、文化による景観資源等、変化に富んだ地形、まちの記憶、水と緑に特徴を持った多様な景観特性を有しております。

続きまして、四―二、まちなかの広告分析についてです。景観上影響が出てくる広告をまちなかの広告として、広く捉え、分析しました。

街に出ると、さまざまな広告物があります。まちなかの広告を目的別に分類しますと、商業広告、公共機関の広告、施設案内標識、避難場所案内標識等があります。その広告を出す広告主は民間の個人、法人、団体と公共機関となります。

目的別の広告をさらに種類で分類しますと、商業広告は一般広告と家用広告に分けることができます。一般広告は第三者広告とも言われており、賃料を払い、場所を借りて掲示する広

告物をいいます。一方、自家用広告は、その場所に存在する事務所や商業店舗の広告等を指します。公共機関の広告も公共情報や施設案内標識等があります。

広告の形態もさまざまです。張り紙、のぼり旗等の簡易広告物、建物に付随する屋上広告、壁面広告、直接地面に立てられる野立広告があります。

次は関係法令の説明です。こちらは景観法と屋外広告物法の関係を示した図です。景観法と屋外広告物法は良好な景観形成という共通目的を有し、二つの法律は連携が図られております。屋外広告物法については、都内の屋外広告物に関しては、東京都屋外広告物条例が適用されます。屋外広告物を表示設置する際は、都条例に基づく許可申請が必要となります。

一方、景観法についてですが、新宿区では新宿区景観まちづくり計画を運用しており、屋外広告物についても一部規定があります。新宿御苑みどりと眺望保全地区の制限が定められ、都条例の基準となっております。このような景観計画等都条例の連携による地域の景観特性に則したルールづくりは通称「地域ルール」と呼ばれ、現在、都内で幾つかの事例があります。図の左下の部分ですが、新宿区は、都条例の一部について、事務処理の特例により、許可申請の窓口業務を行っております。

続きまして四―三、新宿区の現状についてです。

こちらは地域の取り組み事例についてです。スライド上段は、違反占用広告の撤去活動の事例についてです。新宿区、東京都、警察、町会、商店会等と連携し、違反占用広告の取り締まりを行っております。スライド下段は、屋外広告物を活用した地域独自のまちづくり事例です。歌舞伎町では、通常、広告を掲出

することができない工事現場の仮囲いに都条例の特例で掲出を認め、そこで得た広告収入を地域の清掃活動等の地域のまちづくりに還元していくという制度を活用しております。また、モア四番街では、法令上の特例措置により、道路上にオーブンカフェの開設、デジタルサインエージ設置等を行い、独自のまちづくりを進めております。

次は、新宿区が行った実態調査についてです。平成二十年度に新宿通り、早大通り、神楽坂通り、二十一年に外堀通り、二十四年度に歌舞伎町地区を対象に実態調査を行いました。スライドのグラフは分析の一例ですが、実態調査を行った場所では、自家用広告の割合が多く、また小規模な広告の割合が多いということがわかりました。

続いて、区民の意見についてです。まず区政モニターアンケートについてです。平成二十三年度と二十四年度に区政モニターアンケートにおいて、屋外広告物に関する調査を実施しました。自由記述形式とした設問では、多くの意見が寄せられました。企業の経済活動に配慮が必要と、経済活動に関する意見、また、子どもたちに悪影響を与えない広告がよいという教育上の意見等、さまざまな視点からの意見がありました。

続いては、今年度開催しました「屋外広告物の景観を考える区民ワークショップ」についてです。景観まちづくり審議会区民ワークショップ、商店会連合会、商工会議所新宿支部、美しい東京をつくる都民の会から参加協力をいただきました。参加いただいた皆様、ありがとうございました。

ワークショップでは、新宿区の実情やまち歩きで発見した課題を踏まえ、さまざまな視点で議論し、意見交換を行いました。

光や音などによる広告がふえており、周辺の住環境への配慮が必要という意見が出ました。また、駅中での店舗の増加、さらにはインターネットの普及により、買い物が便利になった反面、街に訪れなくても欲しいものが手に入るという状況にあるため、実際に人が街を訪れて賑わうことが重要であるという意見もございました。

ほかにもさまざまな意見が出ました。その中でも、新宿区の多様なまちにあったそれぞれの地域に応じたルールの必要性については、参加者の皆様から共通して意見が上がりました。

それでは、次に五、課題の整理について説明します。

これまで新宿区の特徴、まちなかの広告分析、新宿区の現状について説明しました。次はそれらの現状分析を踏まえた課題の整理についてです。課題の整理は十項目あります。順番に説明します。

まず初めに①地域特性についてです。東京都屋外広告物条例では、都市計画法の用途地域別に禁止区域、許可区域が規定されています。そのほか、特別な地区による基準はありますが、基本的に規格等の基準は用途地域ごと一律に定められています。この状況に対しては、新宿区内の多様で個性豊かな地域の景観特性にあった誘導が必要と考えます。

次に②数値規制についてです。規格等の基準に関しては、壁面を利用する広告物の上端高さ、外壁からの突出幅等の数値規制が定められています。一部の地区で色彩に関する基準はあるものの、景観上重要なデザイン、表現内容については具体的な規定がなく、また申請窓口ではデザインを審査する体制も十分ではありません。この状況に対して、景観上重要なデザインや

表現内容等の誘導を進める必要があります。

③多様な広告と広告主についてです。屋外広告物は壁面広告、屋上広告、野立広告、簡易広告等、多種多様です。そして、広告主は民間の個人、法人等、または公共機関であり、その立場も建物、施設の持ち主、管理者、テナント店舗等の事業主とさまざまです。この状況に対して効果的な誘導を進めるには、多様な広告主や広告の種類に対応した実情を踏まえた取り組みが必要です。

次は④新形態等の広告物についてです。技術の進化により、多種多様な広告が日々開発され、利用されています。デジタルサイネージなどの動画広告に対しては、許可申請の窓口では、車の運転の障害とならない限り、特別な扱いがなされていません。そのほか、建物内側からの窓面広告など、実質的に景観上影響があるものについて対応がなされていない状況です。この状況に対して、景観上影響が大きいデジタルサイネージの取り扱いには公共的な活用を含め、検討が必要です。また、そのほか、実質的に屋外広告物といえるものへの誘導も必要です。

続いて⑤設置の時期と管理についてです。建築物の屋上、壁面を利用する広告の掲出は、建物の新築時のほか、テナントの店舗・事務所が入居する際に開始されることが通例です。テナントの入れかえは経営状況等により随時行われ、広告設置も流動的です。また、テナントに対し、厳しく管理する管理者だけではなく、テナントの入居を優先する管理者等、建物・施設の管理状況もさまざまです。

この状況に対して、流動的な広告設置による不揃いな景観が創出されるほか、テナントが掲出する広告物の多くは小規模の

ため、誘導が十分ではない状況です。そのため、テナントを管理する建物の持ち主、管理者の理解と協力が重要となります。

次に⑥まちに適正な量・内容・方法についてです。屋外広告物は、商業地のみならず、住宅地にも多く存在します。例えば、コインパーキングの看板、電柱広告、張り紙等、そのほか、公共機関による広告、標識があります。落ちついた環境に雑多な景観を創出しがちです。

この状況に対して、民間の広告のほか、公共機関による広告、標識も含めて、住宅地の落ちついた雰囲気のある場所では景観に配慮した適切な量・内容・方法等による掲出・表示の誘導が必要です。

次は⑦一般広告と自家用広告についてです。商業広告は一般広告と自家用広告に分類ができ、それぞれ基準が法律で定められています。それぞれの扱いは異なり、一般広告については申請対象に関する規模の定めはなく、規格基準の制限が広く適用される上、許可申請が必要となります。

一方、自家用広告は、申請対象が限定的となっております。この状況に対して、一般広告と自家用広告では設置の時期、広告主、製作者の傾向、広告の対象者、広告収益の有無等が異なるため、それぞれ実情に合った対応が必要です。

続いて⑧小規模な自家用広告についてです。自家用広告は一般的に許可区域では表示面積十平米、禁止区域では表示面積五平米以下について、一定の条件のもと、許可申請の適用対象外となっています。このような状況に対して、地域差があります。また、まちに存在する屋外広告物の大半は自家用広告であり、まちの実情に合った誘導が必要となります。

そして⑨まちの安全性、快適性、利便性、機能性についてです。屋外広告物の設置に際し、歩行空間の阻害、落下の危険性等の課題を踏まえ、まちを利用する人の安全面に配慮しなければなりません。また、まちを利用するあらゆる人にとって便利で機能的であるべきですが、まちなかにはさまざまな広告や標識があふれ、必要な情報を容易に取得できない環境にあります。この状況に対して、あらゆる人が便利で機能的、安全・安心、快適に楽しくまちを利用できるように、広告環境の整備が重要です。商業広告、道路交通標識、施設案内標識、避難誘導案内板等、それぞれの役割を適切に果たせるような視覚的空間づくりが必要です。

課題の整理最後です。⑩複雑で難解な制度についてです。屋外広告物条例では、広告物の掲出目的、種類、場所等によりさまざまな規定が適用されます。一方で、条件つきで適用されない広告物も多数あります。また関係法令との関係も複雑です。この状況に対して、誰にでも身近な広告物の制度を区民にわかりやすく周知する工夫が必要と考えています。

それでは、現状分析、そして課題の整理に基づいて作成しました基本方針（案）の内容について説明します。

基本方針は、来年度以降、具体的な誘導内容の作成や取り組みを行うための方向性を示すものです。具体的な取り組みを行うための方向性として六つの基本方針を作成しました。それは内容について説明してまいります。

まずは基本方針一、『デザイン誘導による良好な視覚的空間づくり』についてです。こちらの方針では、「①まちなかの景観要素となる広告等のデザイン推進」として、景観上重要となるデザインの誘導を進めていきます。また、新宿区で掲出する



公共の広告物等も含め、デザイン推進、支援を進めていききたいと考えております。

「②多様なまちの魅力と価値を高めるデザイン誘導推進」として、住宅地、景観資源の周辺などでは、景観特性や地域環境へ配慮したデザイン誘導を進め、また、商業地、繁華街、その他、地域主体のまちづくりが進む地域などでは、町の魅力と価値を高めることを目的にデザイン誘導を推進します。デザイン誘導に関しては、広告主や広告制作者の創意工夫を促すものとしていきたいと考えています。

「③広告環境におけるユニバーサルデザインの推進」として、国籍を問わず、子どもから大人まであらゆる人が便利で機能的に安全・安心に快適で楽しく新宿のまちを利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方を重視したいと考えております。また商業広告、公共情報、道路交通標識、避難誘導案内板等の広告環境の整備を進め、まちを利用する人が必要な情報を簡単に取得できる空間づくりを進めていきたいと考えております。

具体的な取り組み例としては、専門家によるデザイン相談、助言支援を行うための体制整備、またデザイン審査制度の構築などを検討していきます。

基本方針二、『多様な広告の景観誘導』についてです。こちらの方針では、「①小規模な自家用広告に対する誘導」として、景観まちづくりの考え方、地域に合ったデザイン手法などを示し、小規模な自家用広告の誘導を進めていきたいと考えています。また、効果的な広告づくりの提案等も検討していきたいと考えております。

次に「②課題となっている媒体の対応」として、窓面広告、

広告幕等の課題媒体についても誘導を検討していきます。また、デジタルサイネージは公共的な役割も含めて活用、また景観誘導について検討を進めていきます。

具体的な取り組み例として、小規模な自家用広告の誘導指針の作成、デジタルサイネージの活用指針及び誘導指針の作成、課題となる広告媒体に関する取り扱い指針の作成等を考えております。

そして、基本方針三、『広告主等の景観まちづくり参画推進』についてです。こちらの方針では、「①建築物の新築等の誘導」として、建築物の屋上、壁面等に設置される広告物が多く、テナントビルでは設置が流動的であるため、あらかじめ広告物の設置が予測される建物新築時に設置場所の確保、集約整理等の誘導を進めていきたいと考えています。

次に「②広告主、管理者への啓発」として、建築物の持ち主や施設等管理者の管理が重要になるため、景観まちづくりの考え方、デザイン誘導について理解と協力を得ることを目的に啓発を進めていきます。

具体的な取り組み例として、区分地区の景観形成基準に屋外広告物の設置に関する基準の追加、建築物の持ち主、管理者等への制度周知啓発のためのリーフレット作成等を考えております。

基本方針四、『区民等への景観まちづくり意識啓発』についてです。こちらの方針では「①屋外広告物のあり方検討」として、多くの区民が屋外広告物の役割、必要性、課題を共有し、取り組みを進めていくため、区民に幅広く、意識啓発を進めます。また、広く区民の方々にはわかりやすい制度周知の啓発も

進めていきます。

次に「②商店街活性化のための景観まちづくり支援」として、屋外広告物に関する制度の相談、専門家の派遣等、景観まちづくりの支援を進めていきたいと考えています。具体的な取り組み例として、シンポジウム、ワークショップ等の開催、優良な屋外広告物に対する景観表彰制度の設置、専門家のデザイン相談、助言等の支援、区民用のリーフレット作成による周知活動等を検討していきます。

基本方針五の『多様な主体との連携』についてです。こちらの方針では、以下の多様な主体と連携を図っていきます。地域活動、町会、商店会等を初め、区民との協働による取り組みを進めていきたいと考えております。東京都との連携、隣接区とは区境、区域の誘導内容の検討内容も含め、情報共有等を積極的に進めていきます。

公共広告物についても周辺景観に十分配慮したものとすべく、関係行政機関との連携を図っていきます。

大学や専門学校等の連携を図り、若い世代の景観まちづくりの参画を目指していきたいと考えています。

サインやまちづくりに関連するNPO等と連携も図っていききたいと考えています。

取り組み状況についてホームページ等を活用して、積極的に事業者にも周知啓発を進めていきます。

関連業界団体と連携を進め、取り組みを周知、景観誘導の内容に対する意見や情報交換等を図っていきます。

具体的な取り組み例として、東京都や隣接区等の情報交換会の開催、行政界をまたがる地区について、隣接区との連携によ

る検討、学生向けのイベント開催等を検討していききたいと考えております。

そして、基本方針六、『地域特性をいかした広告のルールづくり』についてです。こちらの方針では、「①地域の魅力向上のためのルール」として、広告の特徴、利用者、都市構造等を実情を踏まえながら、ルール作成を進めていきます。また、魅力的な都市景観形成を図るために、表示や設置の制限、規制強化だけではなく、屋外広告物を活用したにぎわいの創出を目的とした誘導も検討します。そしてそのほかのまちづくり制度や屋外広告物に関する制度との連携も図っていききたいと考えています。

次に、「②地域まちづくり組織等の連携」として、まちづくり組織、タウンマネジメント組織、町会、商店会等と連携を図り、運用方法も含めて、地域特性に合わせた景観誘導を、地域との協働により進めていきたいと考えています。

そして「③地域環境やほかの地域との関係性」として、住居空間、業務、教育、文化、福祉施設等の周辺環境に十分配慮し、また、ルールを作成する地域と、その周辺地域との関係性も十分に検討してまいります。

具体的な取り組み例として、地域主体のまちづくりと連携した地域別の広告ルールの策定、東京都屋外広告物条例地域ルールの活用、デザイン支援、周辺の配慮事項等を示した地域独自の基準の策定等があります。

次は、重点的に取り組みを行う地域についての説明です。基本方針六の『地域特性を生かした広告のルールづくり』は、地域主体のまちづくりが進む地区、景観まちづくり計画における

地域の景観特性に基づく区分地区などを対象に、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、まちづくり組織、タウンマネジメント組織等と連携を図りながら、屋外広告物に関するルールの作成と効果的な誘導を進める制度運用の検討を行い、地域特性の魅力や価値を高める取り組みを進めていきたいと考えています。地域特性をいかした広告のルールづくりを行う地域は、まちづくりの進捗にあわせて増やしていきたいと考えています。

またそのほかの地域から発意や提案がある場合は、積極的に区が支援し、検討を進めていきたいと考えております。

基本方針案の内容に関する説明は以上となりますが、次に、基本方針に基づいて、来年度作成する具体的な誘導内容のイメージについて、手短かに説明します。

それでは、二十五年度に作成する具体的な誘導内容のイメージについてです。二十五年度に作成するガイドラインにおける具体的な誘導内容のイメージについて説明します。構成は大きく二つに分かれ、新宿区全域を対象とした誘導内容のものと、地域別に関する誘導内容のものを考えています。

区全域を対象とした内容は、基本方針の内容を包括的に扱うものを予定しております。

また、地域別は基本方針六の地域特性をいかした広告のルールづくりを受け、地域のまちづくり組織などと連携し、地域別の広告ルールづくりに関する内容にしていきたいと考えております。地域別のルール作成に当たり、広告物の大きさ、配置などに関しては、東京都屋外広告物条例の「地域ルール」の活用も検討します。また、数値基準にはなじまないデザインや周辺

への調和といった誘導内容もあわせて検討・作成していきたいと考えています。本日、配付資料としてお配りしている議案一、参考一はこちらのスライドと同じものですので、後ほど御参照いただければと思います。

最後のスライドです。来年度に取り組む地域別の広告ルールについてです。地域別の広告ルールの作成のほうは、こちらの四地域を対象に、そのうち二地域で作成していきたいと考えております。作成地域に関しては、まちづくりの進捗を踏まえて選定していきたいと考えています。なお、翌々年度、二十六年以降も重点的に取り組みを行う地域を対象に、まちづくりの進捗を見ながら、地域別の広告ルールづくりを進めていきたいと考えています。来年度の景観まちづくり審議会や小委員会では、今後の事業推進の体制も含め、作成予定のガイドラインの具体的な誘導内容、地域別の広告ルールについて報告を行い、御意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

**○進士会長** ありがとうございます、御説明。  
それではここから質疑に移りますが、ただいまの説明を含めて、これはほとんど資料についても骨格は入っていたんですね。

**○千葉主事** はい。

**○進士会長** ですから資料についても、あわせて御質問があれば、御質問いただければと思います。

どうぞ、どなたからでも結構です。  
大変意欲的な取り組みですね。それでとてもよく勉強して、

体系的にも可能になっていゝるんで、この段階での問題は余りないように思いますが、これを本気で全部やると大変なことだと思ふので、やっぱり効果的な、あるいは効率的な行政の体制のことも含めて考えないといけなゝいかもしれませぬね。

最後に出てきた四地区で特別地域をやるんだと、さつき、歌舞伎町の話が出ていましたが、どこかのシンポジウムで後藤委員が提案していた、ああいうインセンティブを働かせるような協定の仕掛けをつくるなら、そういうときだよな。それで、歌舞伎町のイメージ一新というのも一緒に発信するというような広告行政と、そういうまちづくりの新しい生き方を両方発信できるような、そういうタイミングに組み込むと効果的だと思うんですね。

外濠みたいに、この前の四谷の駅前の話がずっと大変だったんですが、ああいう、既にとにかく押さえておかなきゃないところ、押さえ込んでおいたほうがいいところは、それはそれでしつかりやるとか、そんな気はちよつと感じましたが。

どうぞ、後藤委員、何かございますか。

○後藤委員 この前の小委員会でも発言をしましたがけれども、やはり屋外広告物はこれからのまちづくりのマネジメント費用を生み出す重要な財源になるであろうと期待されているわけですが、そのためには、やはりめり張りをきちつとつけて、きちんと規制をするところは規制をして、一部緩和するところは緩和することによって、相場がつくられていくと思うんですね。その相場観というのがやはり非常に大切になってくるんじゃないかなというふうに思ひます。

新宿東口が一番高いところの広告、看板の相場が平米三百円、

一日なんだそうです。それを月に直すと坪三万円なんですよ。

坪三万円というのはオフィスの床の賃料と比べても高い価値が、実は新宿の目抜き通りにはあるので、そうしたものをうまく活用していくことが大事ですし、今、建物単位でビルオーナーが広告代理店を媒介として広告を出しているケースがほとんどだと思ひますけれども——これは自家広告ではないわけですね、一般の場合のことですけれども、それをやはり地域で一括管理するようなことで、デザインも統一感あるようなものになっていくと、それ自体が町の演出にもつながっていくんじゃないかなというふうにも思ひつゝいて、今、進士会長おっしゃったように、例えば歌舞伎町の場合は、屋外広告物が醸し出している独特の雰囲気がありますし、あそこは全部丁字路でまちが構成されているので、屋外広告物の景色がまちの外に逃げていかないということもあつて、例えば、ああいったところは、少し規制を緩和するかわりに、そこで得た広告料収入をまちづくりのマネジメントフィーに戻ってくるような、そういう仕組みをぜひつくられるといいなというふうに思ひつゝいます。

以上です。

○進士会長 ありがとうございます。

御質問がないとあれだから、当てるような感じになつて恐縮なんだけれども、小委員長、窪田委員、何かありますか。

○窪田委員 遅れて申しわけありませんでした。

公共の広告物のほうについて、新宿区が割と積極的に行けることはないかなという気もするんですね。商業広告のほうは、やはり今、後藤委員がおっしゃったような商業主の方も一緒にやつていくことが、結果にその方たちのプラスになるといふ

うにも持っていくということが非常に重要だと思わなければならない。でも、やっぱりその場合に、新宿区はそのメンバーの一員として頑張っていたかどうかということかと思わんですが、公共の広告物のほうについては、もう少し打って出るといいますか、非常にすっきりしているんだけれども、重要な情報はわかりやすくできているといったようなことも、さつき**進士委員**がおっしゃった張り張りという意味では、結構おもしろいんじゃないかなと思つて。

これ自身はすぐよくできていると思わんですが、来年度以降、地域ルールのほかに、何をこういうこととしてやっていくのかといったときに。

**○進士会長** そうですね、ぜひ参考にしてください。

これ、小委員会です。やっているからややこしいんだね。皆さんも十分言つたつもりでしょうし。どうしようかな。**野澤委員**はおられなかったかな。

**○野澤委員** メンバーじゃないので。

**○進士会長** ぜひ、ここで。

**○野澤委員** 十分に議論された結果だと思つて、先ほど委員長おっしゃつたとおり、かなり立派な案だと思わすけれども、

ちよつと形式的なこと、感想を言わせていただくと、広告以外のことも随分方針の中に書き込んでいて、このガイドラインの体系でいうと、実は景観形成ガイドラインに書くべきことを、ここに書いてしまつているので、その辺は矛盾なく整理されていけば構わないと思わすので、それがちよつと気になつたのが一点と、四ページの体系図の中で、これも小さなことですけれども、東京都の屋外広告物条例とこのガイドライン

には直接の関係があるのかないのかというのが、すぐ間接的に回り回つて関係している図になつているので気になつたのが、形式的に二点です。

それと今、**窪田委員**が公共のサインの話をされましたけれども、私、千葉市でも同じような議論を実はやっていて、公共といても、区の中でもいろいろなセクションが広告物というか、看板を出していますし、区と都と、国道があれば国もあると思わすけれども、そういった公共セクターなんだけれども、全然連携がとれていないサインというのが結構世の中にいっぱい氾濫している、その辺を少し統一感を持つて整備していただくだけでも随分まちの印象は変わるんじゃないかという議論は、ほかの自治体でもやつていましたので、御参考までに。

**○進士会長** ありがとうございます。事務局、今の幾つかありますね。

**○千葉主事** まず、体系の部分については、確かにこれは回り回つてというようなものになっていきますが、実態はこのようなになっていまして、東京都屋外広告物条例で地域発で何かルールを作成する際には、こういう景観計画とか地区計画に基準を定めた上で、それが条例の基準となるという、そういうような状況になっていまして、こういうような連携と形でつながつていっている体系になっています。

それとあと、公共広告については、やはり公共広告、特に区が出すような広告については、あくまでも内部決定をとつてまちに設置されるという状況の中で、デザインの専門家の目に通らず設置されてしまうと。区が出す公共のサインについてもデザインをしっかりと見ていくというような、そういう支援ではな

いですが、景観のセクションが、そういう支援体制をつくって、まちに出る公共の広告もいいものにしていこうと、そういうことも考えていきたいと思っています。

**○進士会長** 今、新宿はあれですか。かつてはC Iで、コーポレートアイデンティティとかシテイアイデンティティと、いろいろな言い方をして、ロゴとか看板とかいろいろなことをやっている自治体があったんだけど、全く自由ですかね。どの部門も外に出るものも。

**○新井委員** どうですか。

**○森課長** デザインコードを決めているということまでは、今していませんので、ある程度自主的な。

**○野澤委員** あともう一ついいですか。公共が出すサインで、最近、公共がお金がないので、民間の広告、このぐらいの小さいのをいっぱいくつつけた地図とかのサインがふえ始めているんですけれども、その辺のコントロールもちゃんとしないと、一個一個は小さいからいいだろうと言っていると、またがちやがちやなサインができてしまうので、そこは注意が必要かなと思っんですけれども。

**○進士会長** 広告料でやっていると。

**○野澤委員** そうです。あれ自体の管理を広告料でやっている部分が多分出てきていると思うんです。

**○進士会長** そこですね。最初に後藤委員の御発言もそうなんだけれども、広告から入っているの、広告はまちの重要な景観要素で、いわばその地域地域のまちづくりのゴールのイメージを描いたときに、そこで広告がどういう悪さをしているのか、逆にそれを上手にコントロールすると、どんなにメリットがあ

るのかということを考えて、それでその広告をコントロールするということふうにはいかないと、いきなり広告の——今回は案件ですから広告から入りますという、今言ったような矛盾が出るんでしょね、きつと。

ですから、さっきのめり張りと言ったのもそうで、今、新宿区の中で、この広告を重要視しなきゃいけないのはどこどこなのかと。みんなにさっきのあれは、一応皆さん気配りして、べたに色を塗って、どこの会社かわからないようにしてしましたけれども、だから本当はもっとリアルにあるんでしよう、問題が。そういう問題を区民も共有しなきゃいけないし、区議会の方々なんかも理解しておいていただいて。

つまり、これ、さっき後藤委員が言われた、全体のいわば緩和するとか誘導するようなことにすると、全体をやっぱり押さえないとだめなんですよね。それで初めて、その地域が今度メリットが出るわけだから。そうすると、やっぱり従来、日本の広告行政というのは、そんなにがちがちにやらなかったんですよ。大ききとか、今言った安全性とか、そういうことでやってきたんだけど、景観的に見て、こんなデザインはだめだとか、そういう言い方ではやっていないんですね。ですから、そこを突破するには、議会が新宿の景観行政を、広告を切り札にして、何か入っていったら、最後、成功させるんだという、そういう、多少気迫がないと、行政はなかなかつらいところもありそうなので、ですからさっき歌舞伎町のイメージ一新なんていう、そういうタイミングは多分企業や地権者も比較的乗ってくるんですね。そういうところはいいし。

それから、今、非常に問題だと、あんな静かなところに、こ

んなことをやられていいんでしようかというのが起これば、そこはやっぱり皆さん共感持ってください。ですから、やっぱりその地域地域の一種の景観管理というか、そういうことなんだね。その道具だというふうに考えないと、現実化できない。きょうまでのは今、非常に基本的な体系として非常によかつたんですけれども。

さあ、どうぞ。齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 よく本当に私もこれだけコンパクトに、よくまとまってわかりやすかつたのですが、その中に一つ、音に関する、騒音に関する、スピーカーですとか何か音声を使った広告物に關しての指摘がありませんでしたよね。入っていませんかつたような気がいたしましたので、その辺を。やはり音ということも大変やかましいものでありますから、その規制とか、何かルールづくりも中に入れていただければと思います。

○進士会長 そう言えばそうですね。屋外広告物法では、騒音は別に考えているだろうな、昔の法律だからね。騒音防止法は別ですからね。ちゃんと、もう一回読まなきゃだめだね。今、屋外広告物法の原本がどうなっているか、僕、見ていないけれども。ただ、ムービーが出てくるのね、さっきの話だと。

○千葉主事 あと、光が。あと、音も含めるんですけれども、そういったものが、要は住環境に影響が出てくるものはよくないということ、そういった視点で何かしらの誘導はしていただらなとは考えています。

○進士会長 その範囲は、多分法律的にも認めてくれるだろうね。

○千葉主事 はい。

○進士会長 確かに新技術が出てくるんだね。だから、技術が、新技術が出るということは逆にさっきの後藤委員みたいな、新政策も出さないとだめだね、もう。対抗できないね。新しいのが次々出ますからね。

それから、逆にローテクもあるね、動かすやつとか、のぼりとか、安価なやつがスーパリーのところにいっぱいあったりするでしょう。コンビニエンスストアなんか、おでんがいいです、おでんがあつたかいですとか、そういうやつがいっぱい。だからその辺は、町によって、それが界限性を醸し出す装置になる場合もなくはないんで、そこはあれですけれども。だからいろいろな政策があるんで、本当に大変ですがね。

橋本委員は。

○橋本委員 非常によくまとまっていて、課題の整理がよくできていて、これから数年かけておやりになるんではないか思っているんですけれども、前にも申し上げましたが、区民みんなで活気のある、きれいなまちをつくっていく、住みやすいまちをつくっていくという観点から言えば、やっぱりきちんと最低守らなければならぬルールというか、そういうものを区民にしっかりと周知するという、その方法について具体的にやはり考えていただきたいなという事は一つ思っています。

それから、もう一つは、それが守れなかつた場合にどう改善していくか、どうペナルティをつけていくかというような話がやっぱり必要なんではないかというふうに考えるところです。

あともう一つは、これは進士先生から前にもお話がありました、非常に新奇ですごいなと思つたんですけれども、我々新宿で仕

事をしてる身からすると、最近はや魔くさいというか、うるさいというか、大変そういうものになってきているので、ああいうものの規制は多分、区役所じゃなくて警察か何かかもしれないけれども、こういう範疇に入っていないのかなという、そういう疑問もあります。

○進士会長 お答えは要らないですね。

○橋本委員 はい。

○進士会長 浅見委員、何かありますか。

○浅見委員 私たちもワークショップで、高田馬場周辺だったんで、まちの中をいろいろ見て、そしてこういうものができたというのはいすぐいいと思うんですが、先ほど齋藤さんがおっしゃった音とか、そういうことが、うちのワークショップの中では随分話題として出ました。

それと、地域によってかなり住宅地と駅の周辺とか歌舞伎町の辺というのは違うので、同じような、地域ごとによってとっても、うちのほうの住宅地で一番目立つのは駐車場の看板なんです。二十四時間使えるような駐車場、あれが逆にすごく目立つちゃう。もつとにぎわいがあるところに行けば、あれはほんの小さなものだと思うんですね。埋もれちゃうようなものだと思うんですが、住宅街の中にあると逆にそういうものがすごく目立つたりするので、その辺をどんなふうにして、ルールがあったらいいのかなというふうに思いました。

○進士会長 今は静かな住宅地で空き家が出るでしょう、相続その他の問題があつてね。必ずそうなるんだね、駐車場で。あれが結構、これからさらにふえそうだね。結構大きな問題になりそうですね。

大浦委員、何か。

○大浦委員 これはこれでもってよくできているんだと思うんですけども、言葉ですけれども、屋外広告物の景観誘導推進についてという言葉がありますね、この中で「誘導」という名前、何か中途半端な名前で、なくてもいいんじゃないかと。景観推進についてと言ったほうが。何か誘導というのは誘惑するみたいな、余りいい印象が持たなかったの。

それともう一つは、新宿区民が約三十二万人いますと。その約一割が外国人、そのほとんどが大久保、百人町地区にいるわけですよ。だからそういう人たちのための広告物のモデルじゃないけれども、何しろ文化が違うんだか、何が違うんだかわからないけれども、まず我々には理解しにくい色を使っている看板、広告物が多いんです。それで、今と夜の感覚は全然違いますし、そこから何か特別な、やっぱり外国人向けのそういうようなものがあつたらどうかかなというような気がします。

○進士会長 そういう文化の色は納得できない。

○大浦委員 ちょっとね。これも言ったかと思うんですが、風船の看板があるんですよ。三メートルぐらい、でかいの。取り締まりか何かあると、それを空気を抜いて。

○進士会長 それはハイテクだね。

○大浦委員 そういうのもあるんで、やっぱり外国人向けの。それで外国人だって、大久保、百人町あたりは韓国人だけじゃないんですよ、中国人に、アフリカ、それからインド人とかスリランカとか、そういう多国籍になっているもので、大体そういう人が多いということで、その人たちのための広告物というの、区役所で指導できるのかできないのかわからないけれど



ども。

○進士会長 例えはどうすればいいの。

○大浦委員 言葉が通じなきゃ、こんなことを言っても全然通じることじゃないんでね。

だから、話は横つちよへ行っちゃうんですけれども、大久保出張所です、うちのほうの出張所は。それでいつも言っているんです、あそこは外国人が多いから、外国人専用の窓口をつくれと。そうしたら、職員とか通訳がないというから、いや、そんなことないと、それは職員にたけているのを一人か二人呼んで来て、あとは早稲田大学がそばにあるから、勉強のつもりでもって、通訳でも何でもするようにしてくれないかと何年前から言っているけれども、だめだね。そうすれば、外国人も非常に精神的に安定すると思うんですよ。要するに外国人自体が相談したくても相談の窓口がないというのが。

○進士会長 ああ、そう、ないの。

○大浦委員 ない。

○進士会長 それは出先だからないという意味ですか。

○大浦委員 要するに出張所だからつくって当然だと僕は思っているんだけど、それはないと。

○進士会長 この本庁舎にはおられるんですか、そういう窓口は。

○木村主査 ここにあります、外国人専用の。

○進士会長 今の出張所でも、大久保は特別やってあげるといふのが大浦さんの意見ですが。これは担当じゃないな、どう見ても。

○森課長 担当課に伝えておきます。

○大浦委員 それが基本だと思うのよ。そうすれば、そこから景観だとか看板だとか広告物のあれが出てくると思うんで、その基本が欠けていると思います。

○進士会長 O B の意見ですが、後藤委員、何か御意見ありませんか。

○後藤委員 今のお話を伺っていて、ちよつと気がついたんですけれども、今回、屋外広告物の景観誘導推進と言っていますよね。何も「屋外」とつける必要がないんじゃないかなと。要は、屋外広告物法に基づくものだけやりますという話ではどうもなさそうで、先ほどの騒音もそうですし、場合によっては車載広告——あるいは窓ガラスの内側に張ってあるものも、屋外広告物では取り締まれないんだけど、それも対象にしようと言っているの、この、今回のこのタイトルから、例えば屋外を取るとか、今度、「景観誘導」が誘惑しているようだという話も、これも新宿区は景観まちづくりと言っているんだから、広告物の景観まちづくり推進基本方針ぐらいのほうが、幅広く、新宿らしくていいかなというふうに、今、先輩の意見を聞いて。

○進士会長 そうですね、法律が屋外広告物法だからだけれども、確かにそうですね。区でやるんだからね。

○後藤委員 東京都は広告物審議会と言って、「屋外」をつけていません。

○進士会長 そうね、もともと屋外の、昔、明治についているだけだからね、明治時代に。

確かに、少なくともガラスの内側に張ってある、ああいうのを、あれは屋内だからという話になると、話にならないね。広

告物と言ったって、ただ、あれですかね、そうすると、インドアのやつまではやらないでいいと思いますが。

○千葉主事 一応課題として取り上げていますので、何かしら。

○進士会長 いやいや、窓から外に見えるやつじゃなくて。

○森課長 外に見えるやつは考えたいんですけども、中で完結するやつは。

○進士会長 それはいいよね。それまでやったら大変だからね。ちよつと課題かもしれないね。

福井委員、何かございますか。

○福井委員 神楽坂ではまだ少ないんですけども、やはり動く広告、車体というんですか、音声を流しながら動いているのを、これとはまた全然違う、先ほどの話と。

○進士会長 車のやつ。

○福井委員 そうですね。あれも規制をしてほしいなという。

○進士会長 今、東京都全体で、後藤委員が頑張っているんですよ。

○後藤委員 東京都内のナンバーはできないはずなんですけれども、他県から持ってこられちゃうと、もうお手上げなんです。ただ、よく見ると、東京都内の練馬とか足立と書いてあるのが走ってはいらるんですが、それはその業界に加盟していなかったりとか、いろいろ抜け道があるようです。

○福井委員 あとは神楽坂で歩道上に立て看板が随分あって、商店会員の中からも苦情が出ているんですけども、新宿区の土木課と牛込警察と一緒に回っていただいているんですけども、なかなか、回るときには注意を聞いて片づける。いなくなるとまた出すというようなことで、なかなかイタチこつ

こなんで、なかなか難しい。意識喚起が非常に、神楽坂でも議論していて、形を決めて、金でも取って許可するかとか、変な意見が出ているんですけども、どうやって規制したらいいのかなどというのが、非常に頭を悩ませているのが現状なので、そこら辺の、こういう中で検討していただくと非常に勉強になるかと思つて。

○進士会長 そうですね、本当に難しいですね。だからこんなに本気で事務局がやっているんで、僕は今、敬服しているんですけども。

妻籠つまごとか馬籠まごめとか、あれは住民がそういう広告を一切やらな  
いというのを決めて、申し合わせたわけですよ、住民とい  
か、お店の人たちが。だから、昔から観光地なんかで広告物の  
問題を成功させたのは、ほとんどそういうですよ。行政から  
やらせたんじゃないかって、その界限が、そういう雰囲気をもつて  
売りとするという。だから、自分たちが損なんだから抑えよう  
という、そういうところが成功しているんですよ。

だから、外圧でとかルールがあるからというのは、なかなか  
やっぱり難しく、百何十年、ずっとこの法律があるんだけど  
も。

だけど、神楽坂なんかは、モデルでいけそうな感じはしなく  
はないですね。

○福井委員 まだいいかなと思うんですけども。

○進士会長 福井さんのさらなる御健闘を祈りまして、和田さ  
ん。

○和田委員 まず、橋本委員の御返事なんですけれども、先ほ  
どの車体利用広告とか、ああいうのは、東京都の石原さんのと

きに条例で禁止になったんですよ。ですから、おっしゃるとおり他県ナンバーがみんな来て、引っ張っているんですよ。なので、一応合法でやられて困っているんですよ。

あと、福井さんがおっしゃっているとおり、広告物より置き看板で苦勞している。うちも回って、いろいろ苦勞して、その場では閉めるんですけれども、もう十分すると。私どもでは、この間二月二十五日、消防署じゃなくて、消防庁と組んで、一日——警察で一番えらいのは警視総監ですけれども、消防で偉い消防総監と、一日署長でタレントの遠藤憲一さん、レスキュー部隊で来てバーニーズから九階から下りるのだから、綱渡りだとかパレードをしまして、とにかく看板を全部出ているのを一回引っ込めさせたんですよ。

それが効果ありまして、続いて第二弾で三月五日と六日、私のところでは馬車を走らせました、町の中で。看板出ているのとか、とにかく全部片づけろと言って、それが聞いて、今のところ、大分、看板とかが減っております。

○進士会長 なるほど。そのイベントのために、危ないから。

○和田委員 例えば今言ったとおり、消防のパレードが本庁から来たりとか、今言った六階からはしご車で救助訓練とか、全部、消防のほうから来て、遠藤憲一さんも来てやったりしております、そのために全部、強制的に引っ込めさせました。特に消防署というのは、営業停止の権限を持っているので、それをやられると弱いもので、みんな引っ込めまして、それで次の日、置こうとするので、第二弾として、今度、馬車を走らせて、全部置かないようにさせて、大分それによって。まだ何カ所が残っていますけれども。

○進士会長 時々、イベントと消防署が来ないとだめなんだな、それは。

○和田委員 常駐化というか、看板を置かないような雰囲気を持っているかないと、ハードでやってもなかなか、戻ってしまうもので。

○進士会長 和田さんはいつも、いろいろ具体例ですごく頑張っているがよくわかります。

阿部さん、何か。

○阿部委員 もういろいろなお話を聞いたので、つけ加えることが余りないんですけども、唯一、この基本方針の中で、最後の六番目で、『地域特性を生かしたルールづくり』ということで、先ほど地域ですか、神楽坂と東口と外濠と歌舞伎町が挙がっております、単純に言うところ、十九ページ目となりますけれども、唯一、神楽坂と歌舞伎町、東口は当然、繁華街で繁華街。一つの外濠が文化的な価値のある、そういう地区ですということ、非常に外濠というのは、すごく大切な場所だと私は実は思っています、この昨年歩いた中で言うと、千代田区側のほうは、今は見たくない高層ビルが縦列して建っているんです、殊、サインに関してはすごく小さいんですね。あと、目立っていない。

その逆転が、新宿区側はどうかというと、高層ビルはないです。今回、四谷のほうにつくるような話がありますけれども、サインは逆に、まだめちやくちやと言っちゃいけませんけれども、規制が、やっぱり商業というか、それなりのものが出てきているということで、あそこを歩くと両極端なんです。片方は低層だけど、ばらばら。片方は高層ビルが立ち並ぶけど、サイ

ンがない、目立たないという。

じゃ、外濠をやるときにどうかというのと、こちら側だけでやるんじゃないかって、やっぱり千代田区側のサインも参照にしつつ、全体が融合する形で、他の区とやっていくことはやっぱりすごく必要かなと思ったのが一点。

やはり神楽坂とか外濠というか、フランス人というか、外人の方が多いですね。私が思ったのは、フランスと景観のまちなみというところ、すごく規制が厳しいところをちゃんとつくっていったりして、そこから、やはり、そういうことも参考にしつつ、神楽坂が、繁華街がある、その良さを出しつつ、そことはまた違った外濠のやり方というのをちゃんと出していければすばらしいというふうに思いました。

以上です。

○進士会長 参考になりますね。

それじゃ、大野委員。

○大野委員 なぜこういうものが必要になり、なぜここで審議しているのかということが第一点だと思いますね。ですから、今まで、過去の戦後のこういう歴史の中で、今この時期にこういうものが、しかも景観という審議会でする、僕は価値があると思いますね。広告というものが今まで野放図にきたものが、やっとなんかという段階に入ってきたところじゃないんですか。

僕はこの基本方針の地域特性の中にある屋外広告物を活用したにぎわいの創出というのがありますけれども、広告物をにぎわいの創出と考えると、日本人は戦後の復興を今日までやってきたんだと思いますね。しかし、にぎわいというものに対して定

義づけをしようという落ちつきが出てきたんじゃないかと思うんですよ。その落ちつきというものが何なのかを、この中で、規制ではなくて常識として考えようじゃないかということじゃないかと思うんですね。

例えば新宿御苑から見るところは、ここは広告物はだめだよと、何でだめなんだと、主権制限じゃないかと、御苑は御苑の中だけよくやってやればいいんで、その周りに広告物を出すのまで、余計なことじゃないかというところに対して、そうじゃないだろうと。多くの人が御苑でもって憩いを楽しんでいるところ、みんな視点を持っていて、みんなで協力し合おうよということが、この納得といいますか、理解できるところになつていないんじゃないか。

進士会長の専門分野かもしれませんが、ちらと読んだ本で、弘前の桜は、桜を余り切っちゃいけないものを切つて長寿にさせているというふうに書いてあったように思うんですけども、やっぱり野放図ではだめなんで、どこか切るべきものは切らなきゃならない。その切るべきものは何なのか。そこは法律とは違いますけれども、建築基準法的な考え方であればやはり、お互いに斜線を切つたりして、いろいろなことでお互いが適当なことで住み分けをしようではないかということだろうと思うんですけども、あそこまで行くことはないかと思えますけれども、先ほど、後藤委員が言ったこともよくわかります、僕はね。まちづくりの景観だと思えますけれども。ただ、もう一つ、まちづくりをやる場合に、やっぱりまちづくりとして、地域でやった場合に、何か基準がないとなかなか難しい。だけど、僕はやはり、広告物に関してはやはり地域特性だと

思いますね、どこまでも。それぞれの持っている地域の構成員というものが第一だと思えますけれども、明らかにこれは害であるというようなものは、新宿区として、たばこのポイ捨てはだめだよと、それはこうだよという説明のつくようなものに関しては、小委員会でも大浦さんがおっしゃっていましたけれども、罰則のない規制はだめだとおっしゃっていましたけれども、私もただ誘導ではなくて、これはだめだよというものはだめだと言って、にぎわいを創出するものは地域で生み出すような方向で新宿が誘導するのが理想だろうと思います。そんなところ

です。

○進士会長 ありがとうございます。

○齋藤委員は、先ほどのいいですか。ワークショップのときにいろいろ感じたのですが、本当に広告物、それからものを歩道に置く、旗とかいろいろありますよね、置き看板とか。そういうものがなかった部分が外濠にあります、非常にすばらしかったですね。そういうところをずっと、線でつながっていませんけれども、そこから四谷までをもっと伸ばす。四谷から、今度その御苑のところまで、何かそういう通りをつくってつなげていく、そういうスポット、スポットを少しずつつなげながら広げていくというような考えで、少しずつこれを広げていくよう規制をお願いしたいと思います。

○進士会長 なるほど。ガイドラインだけじゃなくて、今のよ

うな具体的なプロジェクトというか、そういうことをセットで

やったほうがいいという御提案だと思えますね。僕も大賛成です。そういうことが多分、区民もわかってくださるし、モデル地区もそうだし。

さっき後藤委員が言われたのもそうで、僕はやっぱり、ここを统一的にエリアマネジメントじゃないけれども、この地域をまとめて、このファサード全体をこういうふうにとコントロールすると、この価値が、こんなに三倍も上がるぞというのを見せないだめだと、地権者、事業者にはね。

そうすると、今と、これからこうするという、シミュレーションでビフォー・アフト・アフターをやってみせて、そういうこととか、そういう案を幾つかコンペティションみたいなことをやって、何かそういうデザイナーたちが、そういうことにも新しいビジネスチャンスを目指しながら、結果的にまちの個性化でもあって、新宿区がさらに活性化するとか、そこをつなげるようなプロジェクトを組み込みながらやるというのは、今の御意見で発展させるのは大事だと思えますね。

それじゃ、山本委員、どうぞ。

○山本委員 今、検討事項になっているのとピントがずれているかもしれないんですけども、基本方針六の『地域特性をい

かした広告のルールづくり』というところの文言なんですけれども、この地域特性は、どこまで生かすかということですね。いかしているからオーケーなのか、そして地域特性に合わせた景観誘導という、そういうことだと、地域特性に合っているから

景観誘導という、そういうことだと、ごちゃごちゃしていてもいいんじゃないかということだと、ちよつと今のままでいいのかなど。実は、この外堀と神楽坂と東口と歌舞伎町ですか、これはこの間まち歩きであったと思うんですけども、ちらっと私が行ったときに、新宿駅の東口周辺、西口周辺と二つ、大きく含ま

れていますけれども、ここで南口というのは西口周辺に含まれているのかなと思うんですけども、南口の広告たるや、すごい電気の関西の、あれが広告が出ていたりして、壁面の電子板みたいなのがあったり、そして広告もすぐゴルフ屋さんあり、消費者金融あり、何ありとすぐごちゃごちゃしているんですね。あそこが地域特性に合わせているという一言でオーケーされたんじゃない、あれは困るなと思って、そのところも誰が地域特性を生かしているからいいじゃないかと、ここでルールづくり、いずれは進めていくと書いてあるからいいんですけども、誰がこの判定をするかと、ルールに合っていると、合っていないとかそういうのも決めて、多少もうちよつとすつきりしてほしいなと思いました。

**○進士会長** そんなに控えめじゃないと、事務局は積極的によくしようと思つてやっているんで、今のでいいという判断ではないんだらうと思えますけれども。確かに、関西の話と比較するとおもしろいかもしれないな。東京の盛り場と大阪の盛り場はこれぐらい違うというのを、それはとてもいい方法論だね。

新井委員、何か。

**○新井委員** 私は事務局側に近いほうなんで。

**○進士会長** とてもよくできていると言えればいいじゃない。

**○新井委員** 私が言うのも変でしょうから。いずれにしても、今いただいた御意見を持って、地域ルールへつなげていければなと思つています。

あと、十三ページのところで、全体像を示しているわけではないんですけども、広告物の安全性というの、少しこの景観誘導の中で考えていければなと考えていますので、その節は

また御意見をいただきたいと思つたので、よろしくお願いいたします。

**○野澤委員** 先ほど山本委員がおっしゃった、新宿の南口の話は、半分渋谷区なので。ただ、いらつしやる人はみんな新宿だと思つたから、新宿区は多分損すると思つたので、うまく渋谷と協議しながらやっていかないと、ばらばらなことになっちゃうかなと思つました。

**○進士会長** そうですね。そういえばね。それはさっきの説明でも、境界線のところ、たくさん言つていたね。だから十分、事務局は自覚しているでしょう。

一通り御意見いただきました。これは一応了承いただかないといけないので私は丁寧にやつたつもりなんです、先ほどの大体皆さんの御発言で、特別にこれに加えるものはない、今後の展開のためにいろいろと御参考になる、参考にしてほしいという、あるいは課題だということを御指摘いただいたと思つたので、もしよろしければ、この基本方針の案を取らせていただいて、これをもって、この審議会としては結論にしたいと思つたんですが、よろしいでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

**○進士会長** ありがとうございます。

それじゃ、これは決定いたしました。

二、報告  
報告一 新宿区景観形成ガイドライン改定について

~~~~~

○進士会長 それでは二つ目の議題、報告が二件ございますの

で、景観形成ガイドライン改定、それから新国立競技場の計画について、御報告をいただきます。

○森課長 報告一の方の景観形成ガイドライン改定についてでございます。

新宿区は平成二十一年度から景観形成ガイドラインの運用を開始してまいりました。策定から四年が経過しております。景観事前協議の実績を踏まえまして、みどり、あるいは設備修景、あるいは色彩・形態・意匠などについても、具体的な手法を示すガイドラインの追加を行いたいと考えております。

これらはいずれも平成二十六年の策定を目指して調査等を進めているところですけれども、今年度、二十四年度、先行して、みどり編と設備等修景編の作成に取りかかりましたので、中間報告をさせていただき、御意見をいただきたいと思っております。

それでは詳しい内容について、担当の方から説明いたしますので、どうぞよろしく願います。

○荒井主査 景観と地区計画課の荒井です。新宿区景観形成ガイドラインの改定の中間報告について、御報告させていただきます。

A三の報告一の用紙をごらんください。一番、ガイドライン改定の背景。新宿区は景観法に基づく新宿区景観まちづくり計画の策定を契機に、地域の景観特性、景観形成の目標、方針等を示した新宿区景観形成ガイドラインを策定しました。平成二十一年度より運用を開始しますが、三年間の景観事前協議の実績により、協議において共通する主な指摘事項が集積されております。より実効的な景観誘導を行うために、これらの指

摘事項をまとめ、活用する必要があります。また、市街地再開発事業の完了等により、策定時のガイドラインで記した景観特性と整合性がとれない箇所が生じています。

以上のことから、ガイドラインの新規事項の追加と修正を行い、改定の必要がございます。

二番、ガイドラインの課題。景観事前協議の主な指摘事項の活用。過去の事前協議の主な指摘事項は、緑化、設備等の修景、色彩・形態・意匠が多く、指摘による良好事例や修景方法の実績があります。円滑な事前協議を行うために、これらを活用する必要があります。

一つ目は緑化について。多様性及び生態系に配慮した樹種の選定などです。二番目に設備機械類等の修景について。屋上や一階部分等の設備機械類の修景についてです。三番目に色彩・形態・意匠について。周辺景観との調和に配慮した色彩などです。

二つ目として、エリア別景観形成ガイドライン、景観特性の変化への対応です。地域の景観特性の核となる建築物の建てかえや市街地再開発事業の完了等により、現在のエリア別ガイドラインでは方針等が示されていないエリアがあり、今後新たに目指すべき景観の方針を定める必要が生じています。適切な景観誘導を引き続き行うために、現況に則したガイドラインが必要になっていきます。

三つ目は、課題への対応。上記景観事前協議の主な指摘事項の活用と、エリア別景観形成ガイドラインの景観特性の変化への対応を行うために、以下の改定を行います。

一番として、ガイドラインの新規追加です。（仮称）みどり

編、(仮称)設備等修景編、(仮称)色彩・形態・意匠編です。
(二)としてエリア別景観形成ガイドラインの改定を行います。

四は、ガイドライン改定の内容です。(一)番、ガイドラインの新規追加です。新宿区景観まちづくり計画における各区分地区に定められる景観形成基準のうち、みどり、設備等、色彩・形態・意匠に関する内容について、景観事前協議の事例の蓄積及び実績をもとに、具体的な手法等を示すガイドラインの追加を行い、今後の景観事前協議の円滑を図ります。

大きく黒い枠で示されている(仮称)みどり編についてと、設備等修景編について、本日御報告させていただきます。

③番、色彩・形態・意匠編について。

(二) エリア別景観形成ガイドラインの改定を行います。

五番、第一回、第二回新宿区景観まちづくり審議会小委員会へ報告いたしました。追加するガイドライン、みどり編と設備等修景編について、第五十回新宿区景観まちづくり審議会の審議に報告に先立ち、小委員会で報告を行いました。

六番、今後の予定、追加するガイドライン、(仮称)みどり編、(仮称)設備等修景編は、今回の報告を経て修正を行い、平成二十五年には色彩・形態・意匠編とあわせて審議会において意見聴取し、平成二十六年の策定を目指します。

それでは、みどり編のほうから、御報告させていただきます。A四縦長の(仮称)みどり編という冊子をご覧ください。

まず全体の構成について御説明させていただきます。目次を
ごらんください。

第一部として、みどりの考え方、はじめに、新宿区のみどり、

新宿区らしいみどりの景観創出に向けて。新宿区らしいみどりの景観創出のための方針、ここまですが新宿区の景観へのみどりの取り組みについての考え方の資料になっております。

第二部の資料編が、新宿区景観まちづくり計画におけるみどり、参考植栽事例、参考樹種ということで、こちらのほうが実務的な資料になっております。

それでは、二ページをごらんください。

はじめに、一の一、みどり編作成にあたって。新宿区は台地や低地、崖線や河川等による高低差のある変化に富んだ地形が特徴となっています。新宿御苑のように、旧武家屋敷庭園跡など、地形とあわせて、地域ごとに特色あるみどりの景観を形成していく必要があります。

真ん中あたりですけれども、量を増やすための取り組みは行われてきましたが、みどりの質をいかに高めていくかが重要と言えます。この質の高いみどりを増やしていくことが、新宿区らしい、みどりの景観を創出していくことにつながります。

右の三ページをごらんください。一の二、新宿区のこれまでの取り組み。こちらの表では、みどりを残す制度を紹介する項目になっております。例えば、屋上緑化、壁面緑化助成制度など、みどり土木、みどり公園課等を連携を行い、紹介する項目になっております。

一の三、みどり編の位置づけ。こちらは、今回のみどり編の位置づけになっております。新宿区景観まちづくり計画の下の新宿区景観形成ガイドライン、この中のエリア別ガイドライン等と同じ位置づけとして、みどり編、設備等修景編を位置づけしております。

次に四ページをごらんください。一の四、上位関連計画の中での位置づけ。こちらが今回のみどり、修景編の位置づけになっております。新宿区景観形成ガイドラインの中にみどり編がございますが、その上にある新宿区景観まちづくり計画のほかに、左、新宿区みどりの基本計画、右に生物多様性基本法、新宿区都市計画マスタープラン等との位置づけになっております。その下、こちらの新宿区の図がある、新宿区マスタープランと書いてある図のところ、水とみどりの輪、七つの都市の森、風のみち、これらで構成されているものが新宿区都市マスタープランの新宿区の将来都市像です。建築行為等を行う際には、このような広域的な視点での水やみどりのつながりを意識した計画づくりが望まれます。

五ページをごらんください。新宿区におけるみどりの考え方は、二―一、変化に富んだ地形の中のみどり。地域の地形に適したみどりの特徴をつかもうとあります。新宿区は武蔵野台地の東端に位置し、豊島台地や淀橋台地等の台地面と、それ以外の低地面、またその間の崖線や河川からなる起伏に富んだ地形が特徴です。地形によって少しずつみどりの特徴が異なっており、植栽を施す際には、その地域に合ったみどりを選ぶことが重要です。真ん中にある図は実際の景観の事前協議で使用している特徴条件図です。台地部や低地部等、地形に合ったみどりを選ぶことが重要です。

六ページをごらんください。まちの記憶としてのみどり。まちの記憶としてのみどりの特徴をつかもう。新宿区には、旧武家屋敷や寺社のみどり等、古くから残されているみどりが多く、これらは地域の重要なみどりの景観資源となっています。これ

らのことに留意し、既存のみどりの保全や、新たな植栽の計画を行っていくことが重要です。こちらに三つ図がありますが、こちらにも実際に協議で使われている新宿区文化絵図、江戸、明治、現代重ね地図を用いて、協議のほうを行っております。

七ページ、三番、新宿区らしいみどりの景観創出に向けて。前段でありました地形の特徴を生かす、まちの記憶を大切にす、これらをどのようにしたら実現できるかということ、八ページの新宿区らしいみどりの景観創出のための植栽の基本的な考え方について記載しています。

A、既存樹木は残す、B、土地に合ったみどりを植える、C、さまざまなみどりを植える、D、四季を感じるみどりを植える、E、まちのためのみどりをデザインするです。

これらについて細かく記載しているのが四、新宿区らしいみどりの景観創出のための方針です。Aの既存樹木は残す。建物が建てかわるたび、その地域の景観を形づくっている貴重なみどりが失われていきます。古い樹木や林は、地域の歴史や文化を伝える大切なみどりの語り部です。地域の貴重な財産として可能な限り保存してください。例えば①番、区指定の保存樹木がある場合、計画を立てる際に、これを残して生かすようにしてください。⑤番、一本ずつの木が細くても、樹林としてまとまったみどりになっている場合は、これを残して生かしてください。

十ページです。B、土地に合ったみどりを植える。管理がしやすいといった理由で、特定の樹種が植えられるケースが多々あります。その土地に合った樹種を選んでください。①番、その土地に合ったみどりを中心とした計画をつくる。台地、低地、

崖線、河川などです。②植える位置に配慮する。③番、地形の土地を生かしたみどりの景観をつくるです。

十一ページです。C、さまざまな緑を植える。単一樹種でまとめている植栽計画をよく見かけます。樹種を選ぶに当たっては単一樹種にこだわらず、できるだけ多くの樹種を用いてください。

D、四季を感じるみどりを植える。景色の中から季節を感じさせる豊かなみどりは、敷地の狭小化、管理上の問題などから年々失われてきました。春夏の花々や香り、秋冬の実りや紅葉など、季節の感じることでできる豊かな景観形成に努めてください。

十二ページ、E、まちのためのみどりをデザインする。景観の緑は建築を引き立てるだけでなく、その地域の景観をつくるための重要な要素です。一つ目として、町なかで緑が目に入りやすい景観をつくる。例えば外濠沿いや落合の斜面緑地等、がけ下からの眺めを向上し、生け垣や屋上緑化、壁面緑化によって豊かなみどり景観を創出する。

二つ目として、地域ごとの特色を踏まえたみどりの景観をつくる。

三つ目として、新宿区のみどりをつなげることを意識する、です。

こちらまでが新宿区のみどりの景観の考え方になっております。

次の資料編でございますが、十四、十五、十六はこちらは実際の事業者が区分地区のチェックをするときに使う資料です。

十七ページをごらんください。参考植栽事例（作業中）とあ

りますが、こちらは小委員会での指摘事項を踏まえて、現在作業中です。実際にはこれからまち歩きや調査等を行い、こちらの内容の充実を図っていきます。取り締まる基準ではなく、設計者とともに考えていく資料として活用していきたいと考えています。七番の参考樹種も同様に現在作業中です。

次に設備等修景編をごらんください。目次をごらんください。先ほどと同様に、第一部が設備等修景等の考え方。第二部が実務編になっております。

二ページをごらんください。はじめにとありますが、設備等修景編作成の目的。こちらでは真ん中のほうですね。事業者、設計者の配慮により、これまでも多くの事例で景観の向上に資する設備等修景がなされました。区の景観まちづくりの考え方をよりわかりやすく示すために、設備等修景編を作成することとなりました。

三ページをごらんください。設備等修景編の位置づけは先ほどのみどり編と同じです。

一の三、設備等修景編の構成と対象です。こちらの下の図にございますけれども、「設備等」となっていますのは、附帯する設備——空調室外機、水槽設備等、こちらの設備と、それと附帯する構造物や施設、こちらも今回の設備等修景編、ごみ置き場、バイク置き場等を入れております。

四ページをごらんください。新宿区における設備等修景の考え方。二の一、設備等が景観まちづくりに影響しないようにするです。①景観まちづくりにおける設備修景。(一)設備等も建築物の一部として、建築物の計画・設計をしましょう、とあります。真ん中あたりで、建築物が立派なデザインであっても

設備等がむき出してあったり、本体と同様の配慮がされていないアンバランスなものであったりすると、本体にも違和感を与えることとなります。違和感のある建築物は建築物全体の質を下げるとともに、町並みやスカイラインにも影響を及ぼす景観阻害物となるおそれがあります。イラストがありますが、この右側、附属する設備等も建築物の一部です。建築物をより生かすために、美しい町並みを守り、つくるために建築物の計画、設計段階から修景について十分な配慮をしましょう。

②番、新宿区の景観特性における設備修景です。変化に富んだ地形からの視線について配慮しましょうということで、こちらの説明は、新宿は高低差がありますよということで、階段状の敷地になっています。上からも見られるおそれがありますので、そちらに配慮してくださいということです。

六ページは、中高層の建築物からの視線について配慮して修景しましょうということで、新宿は高度化利用されており、中高層のビルがあります。こちらのほうも建物の、歩行者からではなく、水平方向からも見えないようにしましょうという説明になっております。

七ページが新宿区にふさわしい設備等修景に向けてです。修景の検討ポイントとしては、一体的に配置する、見えない位置に配置する、建物全体や周辺と調和したデザインにする。みどりを配置したり、隠すためのものを工夫するです。

それらを実現するために八ページ、設備等修景の考え方です。附帯する設備等を一体的に計画する、附帯する設備等の見え方に配慮する、附帯する構造物や設備等の見え方に配慮するです。

九ページからの実務編については、先ほどと同じ、景観形成

基準のチェックリスト、その後の具体的な参考の事例になっております。

説明は以上です。

○進士会長 ありがとうございます。

それではまず今の説明に対する御質問がありましたらどうぞ。最初の説明で、六番、今後の予定ですけれども、今回の報告を経て修正を行い、来年、色や形をやって二十六年度の策定を目指すというのは、つまり、きょうの二冊は二十六年度まで置いておくわけね。

○荒井主査 はい、これはまた修正のほうをしまして、二十五年度にもう一度調査等をして、二十六年度に策定を目指します。

○進士会長 来年度また何かやるの。

○荒井主査 こちらと「色彩・形態意匠編」とエリア別ガイドラインの改定について報告します。

○進士会長 いやいや、とりあえずエリア別は別として、この二冊は。

○荒井主査 はい、まだいろいろと御指摘が多かったため、一応修正等を加えて。

○進士会長 御指摘が多いとまだやらないなら、きょうは何もやらんでもいいの。つまり、それを二十六年度にやるんだから別にいいわけだよ。皆さんに持って帰って、よく見て、御指摘があったら書いておいてくださいと言えばいいんだろう。何できょうこれをやるの。つまり、もう前段で作成の目的は、事業者と事前協議するとき意見が違ったりして困るんでつくるんだというんでしょう。

○荒井主査 はい。

○進士会長 来年、一年、事前協議がないわけじゃないんですよ。

○荒井主査 はい。

○進士会長 早めに試行錯誤やったほうがいいんじゃないの。違うの。三冊そろわないと使えないというものじゃないんですよ。設備と色とはちよつと違うんだから。

どう、課長。

○森課長 今、みどり編とか設備修景編は今回見ていただきまして、御意見いただいて、二十五年度は景観事前協議をやるときの参考にしていきたいんですね。そしてその中で、またいろいろと御意見いただくとおもうんです、事前協議の中でも。そして、そこでまた修正をかけ、今現在もちよつと工事中になっているところがございませうから、それを踏まえて二十六年度的にしっかりしたものを皆さんに見ていただく、そういうふうにお考えしております。

○進士会長 二十六年度的のしっかりしたものというのは、もう一回審議するの、ここで。

○森課長 そのときに。ただ、これは二十五年度的事前協議の参考にしたいので、今現在で御意見いただけたら、とてもありがたいなと思います。

○進士会長 基本的に、これは了承しなくていいの、きょうはそれを聞いています。

○森課長 きょうは参考といひますか。

○進士会長 参考の意見でいいの。

○森課長 参考意見でございます。

○進士会長 わかりました。じゃ、参考の意見をどうぞ。大筋

で問題がないというような判断なのか、根本的に問題なのかというところでしようが、これも小委員会で大分議論したんだから、それは反映しているんでしよう。

ただ、僕は素朴なことを、僕が言うのも何なんだけれども、どうもおかしいのは、例えば二ページ、みどり編作成に当たってと書いてあるでしょう。こつちの設備編は、作成の目的と書いてあるんだよ。どうしてこういう同じものはずなのに、みどり編は作成に当たってと書くし、設備編は作成の目的と書くのかね。要するにこれは担当者が違うということか。あるいは下請けが違うのか。そういうのはやっぱりみつともないね。それが一つ。

それから、「みどり」については、みどり、みどりって、言葉をやたら頻発しすぎだね。「みどり」なんていうのはないんですよ、抽象的な「みどり」というのは。植物だったり、植生だったり、植栽だったり、樹木だったり、使い分けが全然ないんだ。とにかくみどりみどりとっておけば何となく、みんないいような気がするんだよ。だから不的確な指導になるんですよ、僕に言わせれば。そうでしょう。

大体、みどりって、色だって緑だし、ペンキだって緑ですよ。そういうことだよ。だから現実の相談のとき、事前協議のときに、そういうところを曖昧にしながらやると、お互い自分のみどり観があるわけですよ。だから設計者であれ、オーナーであれね。だから書いておるとおりやっているじゃないかと片方は思ふかもしれないが、区のはうはこういうものでないかね。だって、内心は思っているわけだから、調子が合わないよね。だって、植物のことなんて、大体日本人なら基本的な教養はあつ

て、むしろ市民のほうが教養が高いんだよ。ですから、僕が余り言うことじゃないんだけど、いいと思ったらやっただらいいと思っただらいいんですけども。変な言い方をして、しゃべりにくくしてすみません。

どうぞ、皆さんから御意見があれば。なければこれは、試行錯誤、相談の過程でさらにブラッシュアップしてもらって、最終的には二十六年、三冊そろって審議するそうですから、そこでもう一回確認するということでもいいですか。

○森課長 はい。

○進士会長 よろしいですか、本当にそれで。何か脅迫しているわけじゃないので、後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 前回、小委員会で拝見したとき、設備等修景編は、事例が写真だったと思うんですね。それがイラストに置きかわっているんですが、抽象度を高めようという意図はあるんだろうとは思いますが、ちょっとイラストでは伝わりにくい部分もあるように思うので、イラストレーターの方に量にかかわってきちやうところもあるのではなかなか難しいことはわかるんですけれども。

○進士会長 これは例えば十六ページの下絵、丸いタンクがあるでしょう、水道タンクが。それを囲っているでしょう。重苦しくて、重くてみっともないね。やるなら全部すつとフラットに建物全体のスカイラインにしまえば、これは違和感ないんだけど、このタンクだけ隠すためにこういうことをやるから、この建物全体のプロポーションの中で屋上の工作物だけ、かえって強くなっているでしょう。ということなんですよ、僕が言いたいの。

どうも細かいことばかり言って、全然景観で見えないんだよ。屋外の工作物は隠せばいいんだみたいな、そうでしょう。だからこれもうちよつと実際に考えたほうがいいと思うけれども。デザイナーとして、余り先入観持たないでね。

今、後藤委員が言われたことは多分そういうことだと思う。イラストにすると、何かこういうふうにしなきゃいけないと、もつと変なのが出てくる可能性があるというんじゃないからね。ただ、写真で適切なものがあるかどうかというのがあるんだろうし、ガイドラインとしては、多分写真があったりイラストがあったり、でたらめはしたくないという、その感覚は大事だとは思わんだけ。要するに、デザインセンスの高いやつに仕事させろということですかね。少なくとも複数の目で見れば。僕は、簡単に言えば、こういう話は常識に近いんですよ。だから、一緒に、課全体でフリーに、こういうものを一回たたき合いをしたほうがいいと思う。

それから、相談員が、プロが何でいるかというのも考えなきゃ、いかさなきやだめでしょう。

それからおそらく事前協議の現実があつてフィードバックして、こういうのができているでしょう。だからこれがあることによつて、今までの事前協議がもつとやっばりよくなる、スマートになるよという、そういうことがあるんだつたら、それをもつと反映すべきでしょう。ちよつとそういう工夫をされたらどうですか。

○荒井主査 はい。

○進士会長 ほか、いかがですか。浅見委員。

○浅見委員 一般設備にはもちろん入らないと思うんですけれど

ども、エアコンのこういう室外機とか、云々かんぬんというのをこういうふうにやって、カバーしたほうがいいとなると、今一番目立っているのは、やっぱり自動販売機の乱立だと思っんですね。そういうのはどこにも含まれないのでしょうか、景観という視点からは。

○進士会長 自動販売機。

○荒井主査 当然含まれると思いますので、参考にさせていただきます。

○浅見委員 そういのは例えば、自動販売機は目立たないと、自動販売機の役割を果たさない意義ももちろんあるかもしれませんが、せんけれども、ある外国なんかでは、自動販売機のところこういう室外機を隠すのと同じような目隠しがあったりとか、むき出しになっていないようなものもたくさんありますよね。そういうものつけるのは大抵、あれは個人じゃないですか、置くのは。だからその辺も何かこういうものの中に入ってくると、もつと見た目、まちの景観がよくなるかなと思うんですけども。

○荒井主査 わかりました。

○進士会長 自動販売機を外に置くというのは日本の文化だから、否定はできないけれどもね。ただ、今、新幹線の駅か、ライトをすんと落としてあるのがあるね。必要なときだけ触ると明るくなって、全然。だから大分みんな、多少は景観に気をつけたいだな。

ほか、よろしいでしょうか。

七ページの新宿にふさわしい設備等と、新宿にふさわしいの、これ。一体的に配置して見えない位置に配置して。これ、全部

どこにでもふさわしいんじゃないのかな。だからこういう、僕は本気に、本気で考えてちゃんとやりなさいよと言いたくなるのね。何か、全部観念的に頭に入っているんだな、こういう言葉が。景観というと、新宿らしい、新宿にふさわしいと言わなきゃいけないと思うんだらうけれども、これは別に、どこでもふさわしいんじゃない、これ。ごめんね、根掘り葉掘り。だけど、少し緊張したほうがいいかと思っつね。

○福井委員 今どき、防火水槽のある建物なんかありませんよね。

○進士会長 古いのが残っているんじゃないの。

○福井委員 古い建物。

○進士会長 何か。

○新井委員 修景の六ページの絵は何ですかね、道路とかパブリックな場所からの景観というか視点というのはあると思うんですけども、隣のマンションの——マンションなのかどうかわかりませんが、そういうプライベートな空間からの景観というのは、ちよつとどう捉えたらいいのかなというの、これを見ていてわからなかったんで。

○福井委員 防火水槽を外せばいいんだ。

○進士会長 どれ、防火水槽。これは上の水道のタンクみたいなやつだろう。

○新井委員 裏の部屋からの景観というのまで修景する必要というの。きれいに見えたほうがいいいいんでしようけれども。

○進士会長 そういことは要らないんじゃないかと。

○新井委員 要らないというんじゃないんですけども、それを。

○進士会長 それはまちづくりだから、不快なものはないのみならず、みんなでフオーロしましようということでしょうね。パブリックスペースからだけだと限定しちゃうと、ちよつと景観行政を狭義にしすぎるでしょうね。だから訴訟とか、そういうときはそういう話があり得るだろうけれども、まちづくりはみんなが、区民みんながハッピーになるというのが前提でしょうから。ただ、ウエートをどこへかけるかといったらパブリックで、たくさん目の目があるところをまず何とかしなきゃというのは優先するかもしれないけれども。

ほか、よろしいですか。

では、一応先ほどのような課長の整理ですので、二十六年度が最終なので、それまでの間に、皆さんのお知恵で、それから今申し上げたようなこともあるので、関係者もよくみんなで見えて、相談員のお二方の意見も入れて、やってみてください。

○森課長 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

報告二 新国立競技場等建設整備計画について

○進士会長 それでは、国立競技場が今回、建てかわることになったので、これもきょうが議論ではないんだそうですので、余り構えないでお聞きいただければと思います。

○森課長 それでは、神宮外苑地区地区計画についてという報告二の参考資料一のほうをごらんください。

今回は報告でございます。まず、趣旨でございますけれども、国立霞ヶ丘競技場、こちらのほうが、ご存じのとおり、建てかえというように予定になっております。それにあわせて、

地区内にスポーツの拠点を創造する、あるいは神宮外苑地区一体において、みどり豊かな風格のある景観を創出する、あるいはバリアフリー化する歩行者の空間整備というよりはまちづくりを推進というようなことが、平成二十四年度十二月に独立行政法人日本スポーツ振興センター、こちらが東京都へ再開発等促進区を定める地区計画というように企画提案書を出しております。

それに伴いまして、東京都のほう地区計画に関する都市計画の手續を進めている段階でございます。また、地区計画の決定にあわせて都市計画公園、また都市計画道路の変更も行う予定になっております。

本日は、これら地区計画等の概要について審議会において報告するものでございます。

二のこれまでの経緯でございます。二十五年一月二十一日から二月四日にかけて、都市計画の原案、こちらのほうが告示を出されました。そして二月十五日に新宿区の都市計画審議会が開かれております。この日、東京都から地区計画などについての意見照会を受けております。意見照会を受けまして、新宿区都市計画審議会のほうにその旨を報告しております。

二月二十五日から三月十一日までの間には、都市計画案を公告・縦覧が行われました。

そして本日が、新宿景観まちづくり審議会への報告というところでございます。

三の地区計画の案でございますけれども、これは後ほど、二月二十二日の資料を使いまして、御説明したいと思っております。

そして最後、四番目、今後のスケジュールでございませうけれども、三月二十七日に新宿区の都市計画審議会が第二回目が開かれます。こちらのほうは、二月十五日に東京都からの意見照会があったものをここで審議するものでございます。四月十九日に東京都へ意見を回答するという予定になっております。なお、六月には東京都の都市計画決定が行われる予定になっております。

その後、新宿区のほうでは、これに関する景観の事前協議を始めるというふうな予定になっております。

最終的に二十八年度には新事務所棟が竣工して、三十年には新国立競技場が竣工する、そのような運びになっております。

それでは詳細については、A三横長のものを使って、担当のほうから説明しますので、どうぞよろしく願います。

○荒井主査 それではA三の神宮外苑地区地区計画(案)の概要棟について、御説明させていただきます。

一 ページをごらんください。まず、神宮外苑地区真ん中、地区計画区域の現況についてです。

位置は、港区、新宿区、渋谷区の一部です。
面積が、六十四・三ヘクタールになっております。

地区計画の目標は、大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち等になっております。

土地利用の方針については、A地区——こちらの左側にあるA一、A二、A三、A四とあるA地区は五十・七ヘクタールで、再開発等促進区の区域です。今回の新国立競技場の主な敷地になっております。

B地区——こちらの絵画館のある場所が十三・六ヘクタール

で、一般型の地区計画区域で、都市景観の保全を図っていく地域になっております。

それでは、地区計画の対象範囲のイメージについて、六ページを見ながら説明させていただきます。

現在、A一には、東京体育館、A二には国立競技場、都立明治公園、日本青年館がございませう。A三地区には都営住宅、A四地区にはテニス場がございませう。

今回の計画ではA二が新国立競技場の主な敷地として計画されていませう。また、A二地区にあつた日本青年館は、A四のテニス場の敷地に計画されていませう。同じくA二地区にある都立明治公園は、A三の都営住宅に計画されていませう。さらにA一の東京体育館とA三に配置されている公園をつなぐように、A二地区の西側に立体公園として配置されていませう。立体公園の位置は、机上配付したA四の横の資料、十六ページをごらんください。十六ページの凡例、立体的な範囲の区域、こちらのほうが立体公園となりませう。こちらが東京体育館と都営住宅の敷地をつなぐ立体公園となる計画となりませう。

五ページをごらんください。大きいほうの五ページです。新国立競技場の概要についてです。先ほどのA一からA三の地区に新国立競技場が計画されていませう。新国立競技場のコンセプトはごらんのとおりでいませう。施設の概要等についても、こちらの表に示されていませう。概要についていませう。

基本設計は平成二十五年から、竣工は平成三十一年三月を予定していませう。

次に右下の新事務所棟の計画です。先ほどのA四地区に日本スポーツ振興センター及び日本青年館等で構成された事務所が

計画されています。建物の概要については、ごらんとおりになっております。

最後に、この地区の新宿区景観まちづくり計画の位置づけです。こちらの新宿区景観形成ガイドライン、A四縦の冊子をごらんください。

最初のめくって一枚目のこの地区は一般地域、新宿区まちづくり計画の区分地区一般地域に該当しております。次のページがエリア別ガイドライン、一の七、神宮外苑南元町エリアです。目標としては、神宮外苑の広大な眺めと豊かなみどりに囲まれた町並みへととなっております。

次に、三ページの広域的な景観形成ガイドライン、超高層ビルの景観形成ガイドライン、こちらです。

最後に四ページです、四枚目、御苑が写っているところですが、けれども、東京都新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導区域内となっております。区では、今後、景観事前協議において、これらの計画に適合するよう求めていきます。

説明は以上です。

○進士会長 よくわかりましたでしょうか。

きょう、もし特別に御意見をいただくとしたら、都市計画審議会から、都のほうに区の意見をまとめるときに、景観上、ぜひこういうことは考えてくださいということがあれば言ったほうがいいんですか、今のタイミングで。

○森課長 そうですね、東京都に意見を返しますので、そのときに景観のほうから意見を言うとしたらということ。

○進士会長 都市計画審議会では何か特別な議論がありましたか。

○森課長 都市計画審議会ではまだ報告しただけですので、今後、二十七日にそれをしっかり審議いたします。

○進士会長 でも一回目のときは余りないの。

○森課長 一回目のときはいろいろ御質問を受けまして、お答えをしたということです。

○進士会長 じゃ、もし何かございましたら、先ほども伺っている事前協議があつて、それからここでまた議論はするんだそうです。ただ、話題のプロジェクトです。この絵を見て、好き嫌いが若干あるかもしれませんが、とにかく巨大らしいね。今の競技場の高さが倍、それから床面積というか平面積で何倍。

○森課長 面積はちよつと今調べる形になります。

○進士会長 そんなので、非常に大きくなるんですね。それが一つと、それから明治公園とか青年館は北へおるということですね。ただ、駅から全体をつなぐというのね。

さつき説明、多分おわかりにならなかったかもしれません。このとじたやつ参考資料二の、ここにハッチが入っている、これがどうも立体公園と呼んでいるらしいです。緑地帯でつなぐんです。公園じゃないらしいけれども、そういうのが改善点ということでしょうか。

それで、私、ちよつと事務局に伺ったら、新宿区の面積はどこ、どの範囲、皆さんに。余り住民がいらないんだね。ちゃんと説明してあげて。

新宿区はどの辺が新宿区か。

○荒井主査 ちようど、このあたりですね。こちらからこちらが渋谷区で、こちらが港区で、こちらが新宿区です。

○後藤委員 都営住宅は新宿区なの。

○荒井主査 都営住宅は新宿区です。

○進士会長 ただ、都営住宅は引越しちゃうのね。だから結局、区民がいないところということになるんですね。

ただ、最後に新宿御苑との関係を説明してましたから、御苑から見たときに、相当景観に影響がきそうですか、ポリウム上は。位置関係とかレベルはどう。

○森課長 御苑との関係は……。

○進士会長 御苑の中から見たとき。隠れる。

○森課長 見た感じでは隠れるという形の計画になります。

それと先ほどの面積ですけれども、今の国立競技場が約五万。今度新しくできるのが約二十九万ですか。

○進士会長 六倍。

○新井委員 五万というのは人だと思ふよ。五万が八万になる。今のが五万ということはないよ。五万は人だと思ふよ。

○野澤委員 建築面積が七万九千か。延べ面積が二十九万。

○森課長 延べ面積が二十九万。

○進士会長 競技場の延べ面積というのは、この座席のあれを足し算するの、どうやってやるの。

○新井委員 屋根がかかっていますから、延べ面積は比較的小さいはずなんですよね。今回は屋根がかかりますから、同じレベルの競技場ですけれども、収容人数が一番近いんじゃないですかね、ですから一・五倍強。

○進士会長 もし、特になければ、これはこういうことで追って。

○阿部委員 一点だけ、こちら側の、A三で一の七で、眺望の保全誘導区域という図があって、右側に写真が二つあると思う

んです。これは、私の記憶ですと、昨年だかその前に、絵画館の裏側に計画について飛び出してどうしよう、こうしようというところで、壁面のみどりをどう扱うかと議論した記憶があったりしていく中で、これからは一の七の右側の真ん中の広大な眺めを保全すると言っている左側のほうで、今、スタジアムが見えるんですけれども、多分このあたりから巨大な、実は建物のポリウムが上がってくるんですね。ですから、ランドマーク、これは絵画館がランドマークなんですけれども、今度新しくできると、ランドマークなわけですよ。

そのときにランドマークが二つぶつかりあっていく中で、それに対してモニタージュか何かでちゃんと示しておくかないと、このときの絵画館の位置づけというか、ランドマーク二つをぶつかり合って、巨大なランドマークが新たに発生していく中で、いい悪いは別なんですよ、そういうことがあるということがあると認識する何か写真というか、それを客観的に載せておかないと、今まで建物がちよつと飛び出すだけでさんざん議論しているながら、ちよつと左に振ったら、いきなり巨大なものが出てくるというのは、いい悪いは別にしまして、それはそのまま真実かもしれないけれども、出しておいたほうがいいかなという気がしましたね。これを見ている中で。

議論は当然、ポリウムという全体があるにせよ、そういう保全の誘導区域、多分この国立競技場は歴史的な保全誘導区域ではないんでしょうね、歴史的ではないから。とはいいつつも、そういうものが発生するということがあるので、何かそういうモニタージュ的なものを事前にチェックしておいたほうがいいかなという気がしました。

○進士会長 この競技場がランドマークと言われると、オール東京で見ればランドマークではあると思うが。建築の先生方、御意見ありますか

○橋本委員 一つだけ、差し支えなければですけども、この十六番の図面がほとんどつぶれていてわからないことが一つと、それからこういう審議をするのであれば、配置図ぐらい、要は新競技場の配置ぐらいないと、いかんともしがたいというふうに思いますね。

○進士会長 それはそうだよな。

○橋本委員 ちよつと、高さ関係の断面とか、そういうものがあれば、ちよつと。

○進士会長 要するに都市計画の変更を先にやって、それからやるんだという発想なんでしょうね。手続上のね。だから、まだ本当は何も決まっていないということなんでしょう、建前では。

○森課長 設計はこれからだと思っておりますので。

○進士会長 ただ、ボリュームが相当あるので、絵画館との関係だけじゃなくて、やっぱり周辺地域への大きな影響がくるのは間違いないので、とにかく少し地下へ落とすとか、やっぱりそういう地域への配慮というのは相当、地元が言わないとだめじゃないですかね。

多分、関係者は大きく見せたいだろうな。だから地域の環境から言うと、余り大きく出過ぎないように、同じ機能は果たさざるを得ないでしょうけれども、それで環境がよくなるというさっきのペデミタしたいなのをつくるのもいいでしょうし、それはそれぞれ配慮はするでしょうけれども、それは少し住民感覚と

というのが区の立場じゃないでしょうか。どうぞ。

○窪田委員 今のまきにおっしゃっていた話なんですけれども、きょう出ているような資料が、国とか都から、どんどん上から降ってくるような感じが否めなくて、地域の方々がいままですつと、例えば絶対高さ制限もそうなんですけれども、簡単に抜いてくるわけですよ。

あるいは、また私、A二のほうは、いろいろな意味でいろいろな方々が御意見があつて、多分景観上も、足もと回りも含めて、それなりに皆さん配慮していただいて、恐らくは組織もできるんですよし、それを確かめていただきたいんですけども、A四が相当実はまずいんじゃないかと思つていて、このA四の五ページについているこの絵が、幾らボリュームだけと言つても、これは地域に対して何かを貢献しようという発想が全く見られずに、この日本青年館とJSCの合築というのも、なぜ合築しなきゃいけないのかもよくわかりませんし、それのために何でこの地区計画でわざわざ、今までも高度制限を頑張ってきた新宿区の努力が、なぜ一気に八十メートルまで緩和されなきゃいけないのかという、そこら辺も全く読めないもので、これで景観審としてはいいですよというわけには、全くいかなんじやないのかなという気はしました。

○野澤委員 おっしゃるとおり。

○進士会長 お答えありますか。

○野澤委員 どさくさ紛れ。

○窪田委員 どさくさ紛れですよ。

○森課長 今回は、日本青年館の敷地のところまで国立競技場

が大きく広がるというようなことがあります。

○進士会長 邪魔だから、立ち退き先としてつくったということだよね。

○森課長 移設が必要だったということです。

○野澤委員 でも八十メートルにする理由にはならないですよ、それは。

○進士会長 そうね。この際、焼け太りというか。

○野澤委員 何かどさくさでやっている感じがするから。

○進士会長 今の青年館はそんなに大きくないものね。

○野澤委員 大きくないです。

○進士会長 あれはどのぐらいですかね。

○森課長 日本青年館は四十メートルぐらいです。

○進士会長 これはだけど、青年館は了解済みなんですかね。

○森課長 各地権者の同意はとっていると聞いていますから、同意済みだと思います。

○進士会長 いつものおとおりで、床が何倍かにふえるから納得してねというのなんだろうな。

ただ、今の、メーンだけ何かやって、これは立ち退き先で、とりあえず処理としてやるというのは、これも今、窪田委員が言うように、区の立場としてはちよつと納得しがたいよね。よい環境に、周りの接点の部分もしてもらわなきゃいけないという言い方はできるでしょうね。ただ、これも今の、ここは新宿なんだね。この敷地は。

○森課長 A四は、ほぼ新宿ですね。

○進士会長 住民はいないというけれども、日本青年館は法人の住民だよな。財団か何かですかね。

○森課長 そうですね、財団になっていますね。

○進士会長 財団法人も住民なんでしょう、法律的には。

○森課長 法人として。

○進士会長 だからそこはちゃんと。ちよつと軽く、さっきのガイドラインみたいな絵の描き方を。

○後藤委員 イメージがわからない。

○進士会長 そうですね。

○後藤委員 もう一つ、立体公園の提案があるんですけど、これは東京で初めての試みだそうで、さっき見たらTPが示されていて、八メートルぐらいのレベル差の立体公園なんだけれども、その中がどういう使われ方がするか、そのイメージがまだラフな断面しかないんですけれども、都市デザインには重要などころじゃないかなと思うんです。

○進士会長 じゃ、今出たそういうのももうちよつとリアルに。

○後藤委員 逆に一緒に設計させろというぐらいでもいいかもしれないですけども、そういうところは。

○進士会長 そういう要望、御意見があったということをお伝えしていたらいい。

○森課長 わかりました。

○進士会長 まず、前提に、確かに案であっても、こういうレイアウトに変えるのでというのは、それが前提で都市計画変更をやっているんだから、やっぱりそれはそういう誠意を見せるべきだったということでしょうね。

○野澤委員 また次回出てくるんでしょうから、できたらお願いしたいんですが、例えばこのボリューム、我々全くつかみづらるので、東京ドームと並べてもらうとか、何か実物にあるも

のと並べていただくと、高さにしても大きさにしてもわかるかなというのと、この設計者の絵がまさにそうなんですけれども、南側のほうは相当みどりがなくなっていますよね、明治公園のあたりをつぶしているから、みどりが相当減っているんですけども、ここはかなりオープンな広場にしちゃっているんで、こういうところはちゃんとみどりを置いてもらわないと、結構みどりの比率が下がっているんじゃないかと思うんですよね。

○進士会長 みどりとか樹木ね。

○野澤委員 植栽をちゃんと入れないと。

○進士会長 みどりというと、芝生だけ張っておくかもしれないし。

○野澤委員 樹木を入れていただきたいというのは、希望して出してもいいんじゃないかなと思うんですけれども。これだと、舗装した広場が延々と広がっているイメージが強いので。

○進士会長 さっきの立体公園というのも、どうもそういう感じがするね。デッキのようなね。

○齋藤委員 例えば、この図面、絵ですけれども、ちよつと帽子のようなどころにみどりがありますよね、木のような、植栽。

○進士会長 どこに。これは人だよ、きつと。小さい点でしょう。

○齋藤委員 これ。

○進士会長 ああ、ここはみどりですね、まさしく。

○齋藤委員 こういうところにも木を植えるというようなことは考えられないんでしょうか。これはやっぱり。

○進士会長 このコンテは、そういうのをわざと排除して、このゲシュタルトを非常に強く出そうとしているんでしょね。

○齋藤委員 それが醜いと思うんです。

○進士会長 まあ、我々の感覚、こんなの選ぶほうの感性を疑うけれどもね。

○齋藤委員 ですから、この絵画館とのあれが、おもちゃですよ、絵画館が。

○進士会長 そうね。派手な、世界的に頑張っている建築家を使いたかったんでしょうかね。

さっきの立体公園というのも設計者の提案ですか。

○後藤委員 全然違います。

○進士会長 くっつけさせたの。

○後藤委員 駅からの人の流れ。

○進士会長 動線の処理。

○後藤委員 ええ。

○齋藤委員 そこも樹木はできるんでしょうか。

○後藤委員 まだ何も決まってはいいんですけど、だからこそ、一緒にやりましょうという意味があるんじゃないかと思えます。

あともう一つですが、下がどうなるかですよ。そこは何か陰鬱な、六本木ヒルズに向かって歩いていくヘリコプター基地の下みたいになっちゃうのは嫌だなと。

○進士会長 トンネルみたいな。

○後藤委員 そうそう。

○山本委員 この都市計画道路の幹線街路環状第四号線計画図というの、こちらのA三の大きいほうでもそれが出ているんですけども、計画変更廃止線というのがどこに当たるかというのが、それが両方のあれを見てもはっきりしないんですけれど

も。どこか道路がなくなるんですよね。

○進士会長 事務局どうぞ。

○森課長 これを今ごろになつていきますか。

○山本委員 はい。

○森課長 このときの都市計画の変更というのは。

○山本委員 もうちよつとはつきりしたのがあればいいなど。

○森課長 この二十二メートルと書かれているこの都市計画道路、環四と言われているやつなんですけれども、こちらのほうが、都市計画道路というのは、幹線道路というのは、横の道路と交わるときに隅切りみたいなのをつくるんですね。だからそこだけ少し広がるんです、都市計画道路、二十二メートルといながら、交差点ではちよつと広くなっているんですけれども、そのところの二十二メートルと書かれているところ、その下に隅切りで、ここがなくなるよというところを斜線であらわしているんですけれども、ここが、今回、全体を計画する中で道路として要らなくなるので、そこを廃止するという、それだけのことなんです。

○山本委員 道路自体が、この大きなものをこしらえるんで、道路の部分にもかかってしまうのかなと思って。

○森課長 いえ、国立競技場が大きくなつちやうなので、ここの横の道路がまたいじやうんですね、国立競技場が。

○山本委員 日本青年館との間の道路。

○森課長 そうです。

○山本委員 あれがなくなつてしまふわけ。

○森課長 そうすると、ここの道路それ自体の機能は失われてしまいますので、当然都市計画道路の隅切りも要らなくなつて

しまうのでと、そういう趣旨で、都市計画道路の変更ということとです。

○山本委員 日本青年館の前を通っている道路は通れなくなる。

○森課長 そこは多分、国立競技場がどかんと来てしまいますので、その機能は多分なくなつてしまふと。

○進士会長 敷地になつてしまふんですね。

○山本委員 敷地になつてしまふんですね。

○進士会長 よろしいでしょうか。

細かい話はこれから始まることなんですが、本日は都市計画審議会が二回目が始まることなく行われて、都へ、区の意見を出さなきゃいけないんですね。そういう前提でざつと御説明いただいたわけで、景観審議会として景観上、あるいは環境にいろいろな影響を与えることについては、これからちゃんと基本設計ができないと議論ができませんので、それができましたときに、ここでまた御審議いただきますから、大体今でも幾つか早めに議論してほしいということが資料、図面等で準備すべきだと思います、それで大体、きょうのところはこれで御報告を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森課長 ありがとうございます。じゃ、そうさせていただきます。

七、その他

七、その他

七、その他

○進士会長 その他で何かありますか。議題でその他。事務局はないですね。

○森課長 事務局は特に。

なければ、最後にお伝えしたいことが。

○進士会長 そう。委員から何か御発言ございますか。よろしいですね。

それじゃ、事務局どうぞ。

○森課長 ありがとうございます。

それでは、本日のこの議事録についてでございますけれども、個人情報に当たる部分を除いてホームページで公開してまいります。

それから次回の審議会の日程につきましては、決まり次第、御連絡をさせていただきたいと思っております。

なお、景観事前協議の届出及び行為の届出について、勧告・変更命令を検討する事例が発生した場合には審議会または小委員会を開催する場合がございます。景観施策について助言をいただきたい場合等につきましても、小委員会を開催することができます。その際には御連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。ありがとうございました。

○進士会長 どうも長時間にわたりまして、熱心な御議論ありがとうございました。

これで、本審議会を閉じたいと思います。どうもありがとうございます。

午後四時二十二分開会